

宜 議 第 3 2 1 号  
令 和 3 年 9 月 3 0 日

議 長  
上 地 安 之 殿

総務常任委員会  
委員長 桃原 朗

### 委員会審査結果について（報告）

第439回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

#### 1. 委員会活動

| 期 間<br>期 日           | 会 議<br>月 日           | 備 考                                                                  |
|----------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 令 和 3 年<br>9 月 1 3 日 | 令 和 3 年<br>9 月 1 3 日 | 議案第56号                                                               |
| 令 和 3 年<br>9 月 1 4 日 | 令 和 3 年<br>9 月 1 4 日 | 議案第64号、議案第67号、陳情第53号、請願第12号                                          |
| 令 和 3 年<br>9 月 1 5 日 | 令 和 3 年<br>9 月 1 5 日 | 議案第56号、議案第64号、議案第67号、陳情第30号、陳情第34号、陳情第35号、陳情第40号、陳情第44号、陳情第47号、認定第1号 |
| 会議日数<br>3日間          |                      |                                                                      |

## 2. 審査結果

| 議 案<br>番 号     | 件 名                                                                       | 付 託<br>月 日           | 議 決<br>月 日           | 結 果  |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|------|
| 議 案<br>第 5 6 号 | 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算<br>(第6号)                                                | 令 和 3 年<br>9 月 1 0 日 | 令 和 3 年<br>9 月 1 5 日 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 6 4 号 | 宜野湾市税条例の一部を改正する条例に<br>ついて                                                 | 令 和 3 年<br>9 月 1 0 日 | 令 和 3 年<br>9 月 1 5 日 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 6 7 号 | 観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に<br>係る物品の取得について                                          | 令 和 3 年<br>9 月 1 0 日 | 令 和 3 年<br>9 月 1 5 日 | 同 意  |
| 請 願<br>第 1 2 号 | 「重要施設周辺及び国境離島等におけ<br>る土地等の利用状況の調査及び利用の規<br>制等に関する法律」の即時廃止と臨時的<br>対応を求める請願 | 令 和 3 年<br>9 月 1 0 日 | —                    | 継続審査 |
| 陳 情<br>第 3 0 号 | 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大<br>会開催継続の支援について                                         | 令 和 元 年<br>1 2 月 6 日 | —                    | 継続審査 |
| 陳 情<br>第 3 4 号 | 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許<br>可を求める陳情                                              | 令 和 2 年<br>6 月 1 5 日 | —                    | 継続審査 |
| 陳 情<br>第 3 5 号 | 普天間基地の騒音消失の要請                                                             | 令 和 2 年<br>6 月 1 5 日 | —                    | 継続審査 |
| 陳 情<br>第 4 0 号 | 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)<br>等の国際組織への参加について                                    | 令 和 2 年<br>1 2 月 8 日 | —                    | 継続審査 |
| 陳 情<br>第 4 4 号 | 宜野湾市男女共同参画推進条例につい<br>ての陳情                                                 | 令 和 2 年<br>1 2 月 8 日 | —                    | 継続審査 |
| 陳 情<br>第 4 7 号 | 日本政府に対して、「日米地位協定の抜<br>本的改定を求める意見書」を求める陳情                                  | 令 和 3 年<br>6 月 1 4 日 | —                    | 継続審査 |
| 陳 情<br>第 5 3 号 | 「女性の人材育成」並びに「環境」につ<br>いての陳情                                               | 令 和 3 年<br>9 月 1 0 日 | —                    | 継続審査 |

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

# 総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年9月13日（月） 1日目

午前10時00分 開会

午後 2時44分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

|     |       |
|-----|-------|
| 委員長 | 桃原 朗  |
| 委員  | 平良 眞一 |
| 委員  | 石川 慶  |
| 委員  | 桃原 功  |
| 委員  | 岸本 一徳 |

|      |        |
|------|--------|
| 副委員長 | 知念 秀明  |
| 委員   | 知名 康司  |
| 委員   | 平安座 武志 |
| 委員   | 宮城 政司  |
| 委員   | 上里 広幸  |

|    |       |
|----|-------|
| 議長 | 上地 安之 |
|----|-------|

○説明員（25名）

|                                          |        |
|------------------------------------------|--------|
| 総務部次長                                    | 多和田 眞満 |
| 人事課長                                     | 知花 博史  |
| 財政課長                                     | 小橋 川陽介 |
| 観光農水課長                                   | 本 永 貴也 |
| 福祉推進部次長                                  | 宮城 葉子  |
| 子育て支援課長                                  | 香 月 直子 |
| 生活福祉課長                                   | 與那原 類  |
| 児童家庭担当主幹                                 | 棚 原 佳乃 |
| 新型コロナウイルス<br>ワクチン接種プロジ<br>ェクトチーム担当主<br>査 | 桃原 靖   |
| 土木課長                                     | 與那嶺 諭  |
| 指導部次長                                    | 川上 一徳  |
| 学校給食センター所<br>長                           | 佐久原 昇  |
| 警防課長                                     | 島袋 保   |

|         |        |
|---------|--------|
| IT推進課長  | 金城 広郁  |
| 企画部次長   | 泉川 幹夫  |
| 市民経済部次長 | 伊佐 眞   |
| 環境対策課長  | 浜里 吉彦  |
| 障がい福祉課長 | 島袋 尚   |
| 児童家庭課長  | 浜里 郁子  |
| こども企画課長 | 津島 美智子 |
| 健康推進部次長 | 松本 勝利  |
| 建設部次長   | 又吉 直広  |
|         |        |
| 学務課長    | 比嘉 直子  |
| 消防次長    | 又吉 清   |
| 消防総務課長  | 伊佐 隆之  |

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第56号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）

第439回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和3年9月13日（月）第1日目

○桃原朗 委員長 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第56号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）

～質疑・答弁～

○桃原朗 委員長 議案第56号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。  
お諮りいたします。議案第56号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、当局より補足説明がありましたら、お願いをいたします。企画部次長。

○企画部次長 おはようございます。当局からの今回の補説説明はございません。以上でございます。

○桃原朗 委員長 款ごとの審査となりますので、まずは2款総務費から審査を行ってまいります。

本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。本会議で要求した資料番号どおり資料をいただきまして、ありがとうございました。資料番号の2、3、4は、総務委員会では質疑できないということですね。15款、できますか。要は、先日いただいた、これを見たら、15款がないのですよ。

（「歳入」という者あり）

○桃原功 委員 今、歳入、歳入はできるのですか。

○議事担当主査 その款に係ることなら。

○桃原功 委員 15款でもできる。

○議事担当主査 はい。

○桃原功 委員 これを見ている。15と書いてなかったから、できないのかなと。

○議事担当主査 歳出の款だけ載せています。

○桃原功 委員 歳出の款だけ。歳入であれば。

○議事担当主査 関連するところ。

○桃原功 委員 資料番号もできる。

○議事担当主査 はい。これは4款。

○桃原功 委員 4款のときにやったほうがいい。

○議事担当主査 担当課がいらっしゃるときに。

○桃原功 委員 分かりました。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 基金調書も資料要求していただきましたので、基金の流れから、今回7億3,000万円、財調に積み立てされています。

○桃原朗 委員長 資料番号何番ですか。

○桃原功 委員 ごめんなさい。資料番号は6番、基金の調書です。A4の。7億3,000万円の積み立てがされています。県議会の第10何次補正で、市議会は第6次補正、記憶にない補正なのですけれども、この補正の積み立てできるということは、可としたほうがいいと思うのです。市民的には、財政は大丈夫なのかなと。こうやってぼんっと積み立てをして大丈夫なのかなという心配があるのですけれども、積み立てができる根拠とこののを教えていただけますか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 おはようございます。桃原功委員の御質疑にお答えいたします。

今回の補正第6号で計上しております財政調整基金積立て7億3,000万円でございますが、予算書で申し上げますと、予算書の24ページ、2款1項3目財政管理費の説明欄02、財政調整基金積立事業7億3,000万円となっております。

この根拠でございますが、歳入になります。歳入の20ページをお願いします。予算書20ページ、歳入、20款繰越金でございます。こちらは前年度、令和2年度の決算実質収支……

○桃原功 委員 ごめんなさい。資料番号5番も参考にできますか、今のお話は。

○財政課長 はい。資料番号で言いますと、財政調整基金につきましては資料6、私が今御説明申し上げた予算書20ページの繰越金については資料番号5になります。こちら令和2年度の決算の実質収支、これを前年度繰越金として9月補正予算で歳入に計上するものでございます。

資料5を見ていただきますと、詳細が書かれてございますが、1番の概要、資料のほうの概要の部分です。歳入から歳出を単純に差し引いた形式収支が16億8,304万6,000円余り、そこから翌年度に繰り越すべき財源2億3,247万1,000円を引いた14億5,057万5,000円、こちらが令和2年度の実質収支額として今回補正予算、補正第6号に計上した繰越金でございます。

地方財政法の規定で、前年度の剰余金については、その2分の1を下らない額を基金に積み立てるか、もしくは地方債の繰上償還に充てなければならない規定がございますので、本市は、その2分の1を下らない額を7億3,000万円、こちらを財政調整基金に積み立てるという措置を行っております。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく理解できました。

では、お尋ねしますけれども、この形式収支額の歳入決算額から歳出決算額を引いた額が16億円余りあったと。なぜこれだけ残ったのですか、その説明を。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑については、前年度の剰余金が、なぜこれくらい生じたのかということでございますけれども、これについては資料5番のほうで御準備しております。

資料5の1と2がございしますが、2番、実質収支額の主な要因について分析をしております。まず、1つ目の要因としては、市税の収入について、歳入決算額が予算現額を約4億円余り超過した、つまり上回ったということでございます。そして、もう一つの大きな要因については、国、県の負担金等について、歳入決算額が予算現額を超過したという形になっております。昨年度3月補正等でも生活保護費における医療扶助費の大幅減等がございまして、こちら医療扶助費等の歳出が落ちた分、国庫負担金等、本来それを落とした分をいただければいいのですけれども、国庫負担金等はどうしても年度内に申請した分が入ってきますので、歳出に不用額が出ますと、どうしてももらい過ぎの状態が生じます。

○**桃原功 委員** 国庫負担金は。

○**財政課長** 国庫負担金、県負担金等、主に国の負担金、補助金等については、年度内に歳入が入ってまいりますので、歳出が落ちてしまいますと、その分もらい過ぎの状態が起きます。

今回返還金が、この9月補正予算に計上されておりますが、約7億円近い返還金、今回補正第6号で計上しております。つまり、14億5,000万円の実質収支の中に約7億円、国、県等への負担金の返還金が含まれているということで、実質収支額そのものは大きくなっております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 一つ一つ確認したいのですけれども、市税が4億円を超えたという要因をお聞きます。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** すみません。私、税務課のほうには、まだ詳細は確認はできていないのですが、基本的には調定額が令和2年度は令和元年度よりも上がっております。これは決算書を見ていただいても、調定額そのものは約2億円以上、たしか上向いていたかと思っておりますので、調定が上向いた分、それに見合う徴収額も約2億円分、決算ベースでは令和元年度から令和2年度は、市税は約2億円近く増えております。そういった市税の伸びの要因は、調定の伸びによるということで考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** コロナ禍の影響というのは、令和2年の年頭から顕著に出てきていますけれども、そうすると、今の調定額のやりくりというのは、コロナ禍で影響されていない金額が増えてきた。ただ、ちょっと気になるのは、実質市税を払うのは令和2年に払う、令和2年1月1日現在どこにいたかということでしょう。そうすると、払う側の県民、市民というのは、大変だったのではないかと思うのですけれども、その辺のことは分かりますか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 令和2年度の調定については、令和元年度、その所得が、データがベースになりますので、単年度好景気で恐らくあったと思われます。それが令和2年度の調定に反映されたものと思います。ただ、令和2年度は、委員おっしゃるとおり、納付にお困りの方々もいたと思いますので、国のほうでは徴収猶予特例制度等を設けて、納め切れない方々からは徴収を猶予するというような措置も国策として取られていたところ です。

ただ、納税課のほうでは、そういった制度も活用しながら、ただ納めていただける分はしっかり納めていただくというような、そういう調整をしながらやりくりしていたかと思っておりますので、全体として市税収入は上がったものというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。

2点目の質疑、もらい過ぎという言葉が出てきたではないですか。国、県、市自体も相当な精査をして予算のやりくりをされているのに、交付金に対しては、負担金に対しては、先取りだから、でも先取りであっても、これはちゃんと事前に調整をして決まった額ですよ。それで、もらい過ぎという言葉が出てくるのは、何か僕はあまりしっくりしないのだけれども、だって決まったことが下りてきたわけでしょう。だから、もらい過ぎという表現をするのはどういうことなのか、説明願いますか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 詳細は、次の3款民生費のところで、また担当課長のほうから御答弁いただきたいと思いますが、先ほど申し上げたとおり、国負担金等は当初の交付申請額が、そのまま入ってくるようです。つまり、年度途中で減額して、幾らとかでもって当初申請した額が年度内に入ってくる。やはり扶助費ですので、途中で万が一足りなくなるとか、そういった事態を、恐らく避けるためにそうになっているかと思われませんが、すみません。詳細は、次の3款のほうでお答えしていただければと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。

3点目、需用費のうち2分の1を下らない額を積立て基金に回せるということだったと思うのですが、半分の7億円は基金に持ってくるのができた。あとの残りの7億円というのは、どこに行くのですか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 先ほど申し上げたとおり、本補正予算では約7億円の返還金を計上しております。これは合計しますと、約7億円になってまいりますので、その14億円のうち半分は積み立てますが、残り半分は、ほとんど国、県への返還金として返す分という形になっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 最後です。これは財調に積み立てたほうが一番適正なのですか。それとも財調にしか積み立てられないのか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 法的には基金に積むとしか書いていませんので、何の基金という縛りはないと思っています。ただ、私たちとしては、やはり財政調整基金というのは、一般財源の不足であったり、災害時のための非常に重要な財源ですので、やはりこちらにしっかり積立てを行っていきたいということで考えております。

○桃原功 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。委員長、これはスケジュールにないのですけれども、債務負担行為の質疑をしてよろしいですか。

○桃原朗 委員長 大丈夫です。

○宮城政司 委員 では、補正予算の6ページの債務負担行為補正のパソコン端末等提供委託料について伺います。

こちらは本年度からということなのですか、具体的に何台パソコンを、パソコンだけなのかという



のもあるのですけれども、どういった内容になっているか、御説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** おはようございます。宮城政司委員の御質疑にお答えします。

債務負担行為なのですけれども、パソコンの台数を申し上げます。20台予定しております。内訳は、今コロナの関係でリモート会議、各部いろいろ出先を含めてやっていますけれども、実はそのリモート会議用のパソコンは、前回入替え時に保守切れの、いわゆる古いパソコンをちょっとリニューアルしてあてがっているのですけれども、ちょっと支障がやはりリモート会議中に、通信が途絶えた事例が幾つか出て、市長が参加する庁議室でも1回止まってしまいまして、やはりちゃんとしたものを充てないといけないだろうということがあって、それで今回20台要求しましたところでした。したがって、リモート会議、結構県も含めて、各課会議において結構頻繁に利用頻度が高まっていますし、庁議室でのウェブ会議含めてやっていますけれども、通信中に止まった事例が二、三度あったものですから、今回新しいものを購入して、そういったリモート会議用に使っていく予定です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。今御答弁いただいた、ウェブ会議中に止まるという原因は、ほとんどが通信のほうに要因があると理解しているのですが、パソコンのほうに止まるということは、そもそもパソコン自体がリモート会議とかではなくて、普通のパソコンの、通信ではない原因で支障が出るぐらい古いパソコンだったということですか。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** 保守切れのパソコン20台ぐらいやっていますのですけれども、前回の第3次の入替えのときに目測で、これは残す、残さないと振り分けていまして、1台1台全部検査して、このパソコンは使える、このパソコンは使えないと判定して残したのではなくて、担当に聞きますと、見た目で、例えば千何台ぐらいありましたので、汚れ具合とか、キーボードの摩耗具合で、これはいけるのではないかという形でやって、当たり外れと言うと、ちょっと支障がありますけれども、やはり保守切れのものでありますので、何が原因で壊れたかという特定はできていませんし、壊れて原因を突き止めることはできませんので、今回期限切れであてがったパソコンをまた戻して、それ以外、また期限切れのパソコンを充てている状況ですので、何が原因かわかりませんが、リモート会議中に止まるという可能性は、今年度中はあり得るのかなと思っていて、原因が何かという部分までは、ちょっと突き止めていないところです。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。

あと2点だけ伺いたいのですが、今回のパソコンを含めてなののですけれども、市の職員が、例えばリモートワークをするためにパソコン等を持ち帰ることもありますか。

○**桃原朗 委員長** IT推進課長。

○**IT推進課長** 休憩をお願いいたします。

---

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。（午前10時25分）

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。（午前10時26分）

---

○桃原朗 委員長 I T推進課長。

○I T推進課長 今回の購入予定の20台では、それは想定はしておりません。これはあくまでもウェブ会議用という形で、各課、出先も含めて困っているものの置き換えという形です。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 最後に、債務負担行為で1点質疑なのですが、当局で使われるパソコン、いろいろセキュリティ対策とか、ソフトウェアが入るはずだと思うのです。そういった辺りのライセンス料とかというのは、ここに含まれていますか。

○桃原朗 委員長 I T推進課長。

○I T推進課長 ソフトウェアのほうに、そういったものも含めた形で債務負担行為の契約となつてございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。続いて、別の質疑をさせていただきます。

25ページをお願いします。2款1項9目社会保障・税番号制度整備事業委託料、こちらの説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 I T推進課長。

○I T推進課長 ただいまの宮城委員の御質疑にお答えします。

マイナポイント事業の延長に伴う、今回予算の計上なのですけれども、マイナンバーカードを新しく交付された場合2万5,000円分の買物ができますよという形、マイナポイント事業ですけれども、期限が、当初は昨年間だけだったものが、実際の交付の状況が追いつかないということがあって、半年延びて、今度も新しく12月まで延びたという形で3か月分なのですけれども、当初9月末までだったのが12月末まで延びたということに伴って、その必要経費ですね、マイキーIDの設定業務、委託、その分の費用が、そのマイナポイント事業補助金の社会保障・税番号制度整備事業となっております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今追いつかないというふうにおっしゃったのですけれども、どれぐらいの件数、発行があったか、お答えできますか。

○桃原朗 委員長 I T推進課長。

○I T推進課長 宜野湾市で約30%ぐらい、カードが多くなっています。今現状で、宜野湾市。それで、問題は、マイナポイント事業のサービスを受けるのは、4月末までに交付を受けた方なのですけれども、全国的に見て交付状況等、実際サービスを利用できる方が、4月末までに申請した方が対象なのですけれども、実際交付が追いついていないという現状があるみたいでして、宜野湾市でどれぐらい、そうした方がいるのかという、ちょっと数字は把握しにくいのですけれども、実際カードをもらった方の、ほぼ96%、全国平均なのですけれども、96%、97%の方がマイナポイントの申込みを实际されている。上限5,000円でございますので、みんながみんな5,000円になっているかどうか、ちょっと分かりませんが、交付を受けた方ほとんどがマイナポイントを申込みをされておりますので、交付パーセンテージが高い市町村、自治体は、60%から70%の自治体もありますので、多分窓口が相当混んでいらっしゃるのかなという予想でございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございました。この推移としては、伸びているという理解をされているわけですか。

○**桃原朗 委員長** I T推進課長。

○**I T推進課長** マイナンバーカードセンターが旧ろうきん跡地にできた経緯もありますし、申請、交付、伸びている状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 分かりました。ありがとうございました。

続いて質疑させていただきます。2款1項12目、25ページ、下のほうの宜野湾市路線バス支援金事業、路線バス支援助成金、この説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 宮城政司委員の御質疑の2款1項12目地域公共交通対策費、説明欄01宜野湾市路線バス支援金事業につきましては、市民の生活基盤の安定確保を目的として路線バス事業者に事業継続支援金を支給するものになってございます。昨年度、令和2年度に実施した事業と同様の内容になってございます。

このコロナ禍の中で、外出自粛やテレワークの推進などによって路線バスの利用者が減少し、収益が悪化してきてございます。今後路線の減少等も危惧されることから、支援策を実施するものでございます。

内容としましては、市内に運行系統を有する、市内を通る路線を持っている事業者に対して、路線数掛ける1路線当たり5万円の支援金を支給する内容でございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。これは具体的にどのぐらい利用者が減っているかとかいう情報まで当局に入っていますか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** コロナ禍の前と比較して、昨年度の路線バス事業者の収支の報告、バス協会からの要請等もございまして、その中では県内全体の路線バス事業者の全体の合計数字になるのですが、約22億円ほどのマイナス、収支がマイナスになって、対前年比、令和元年に比べてマイナスになっているという内容の報告を受けております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございました。もし分かれば、他市町村、同じような感じで、こういった路線バスへの支援を予定されていますか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 他市の状況でございますが、那覇市とうるま市、南城市、糸満市、豊見城市等は、そういった支援を実施する予定ということで伺っております。

○**宮城政司 委員** 分かりました。以上です。ありがとうございました。

○**桃原朗 委員長** ほかに御質疑ありますか。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** おはようございます。今、説明を受けた2款1項12目の地域公共交通対策費なのですが、私、この路線の維持、それから収支、例えば赤字であっても、これは恐らく公共交通性という観点か

ら、国は赤字路線であっても運行させるのですよね。その代わり補助金のような形で、総合事務局は恐らく出していると思うのです。それで、船も離島航路、ほとんど赤字だそうですけども、それを運行できるのは、そういうやはり交付金や制度があるというふうに聞いているのです。

今回コロナで、ふだんと違う状況かもしれませんが、結局この財源は国から来ているので、市町村が出すよりというふうなことなのか。この辺のちょっと仕組みが、意味が、私ちょっと理解しかねるというか、理解ができない部分があるのですけれども、普通でしたら、生活の路線であれば、国は赤字であってもそれを補填して、ちゃんと運行させるというですね。バス、この事業者というのは、恐らく路線バスは、よっぽどのことがない限り、黒字というのは決まっているはずなのですよ。ほとんどが赤字路線ではないのかなというふうに思うぐらいなのですけれども、これはちょっと詳しくは分かりませんが、コロナで、こっちが出すというのは協会からの要請もあったという説明がありましたけれども、普通生活路線であれば、国がちゃんと補填をするというのが当たり前ではないですかね。

それで、利用している市民の、それからまた各自治体の税金でやるというのは、ちょっと少し筋違いではないのかなというふうに何か単純に考えて、そういうふうに思えるのですけれども、次長、そういうふうに思いませんか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 岸本委員の御質疑の件ですが、ちょっと詳細は把握してございませんが、委員おっしゃるように、国のほうで、これをですね、安定運行の確保をしていただけるのが一番かなとは思いますが、県内でも離島地域とか、あと過疎地域といいますか、ちょっと人口が少ないところを運行している路線バスにつきましては、当該市町村のほうも補助金を拠出しているという自治体もございます。

宜野湾市内は幸い、宜野湾市としましては、市内の路線バスに対する補助等は、実際は行ってございますが、というのは、恐らくそういった国、県、当然利用者等からの利用料金等で賄って運行ができていているというふうに認識はしてございますが、実際には、そういった市町村が補助を出して維持をしている路線もあるということでございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** これは今回に限ったことですか。毎年こういうふうな形で出しているのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 当該事業につきましては、コロナ禍の影響ということで、昨年度初めて実施した事業でございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** あまり納得できないですね。

それから、195万円ですか、これは補正なのですけども、これは単純に5で割ったら39路線というふうになるのですけれども、これは今補正ですから、当初予算も含めてどのぐらいになっているのか。これは今回が初めて補正として計上される新たな予算の措置なのか、この辺の説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 昨年の補正ですね、9月の補正で実施した事業でございまして、今回も当初予算ではなく、補正の事業になってございます。昨年度の事業につきましては、国からの地方創生臨時交付金を充当し

てございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 そうすると、私たちの自主財源で、この路線バスに補助をしているということではないわけですね。単費ではないわけですね。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 昨年度は臨時交付金を充当してございます。今回単費のほうで予算計上させていただいてございますが、全体の臨時交付金の事業の状況を見ながら充てられる場合は充てていくと、今回もですね、という形になろうかと思えます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 単純に計算して39路線に5万円です。宜野湾市としては助成をしていくという理解でよろしいですか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 その上の9款の電子計算費のこと、宮城政司委員も質疑を行いましたけれども、少し別の角度からお願いをしたいなというふうに思います。

この社会保障・税番号制度整備事業ということで、これは委託料になっているわけですが、そもそもこの事業そのもの、この01の事業そのものが、私はマイナンバーカードの発行を増やしていく狙いが、目的として、この事業にあると思うのですけれども、それについては、先ほど30%ぐらいいっていると課長は言っていましたけれども、これは市民経済部のあれでしょう、担当事業、それともIT推進課のこれは担当ですか。

○桃原朗 委員長 IT推進課長。

○IT推進課長 役割分担してまして、ITのほうは、当初はマイナンバーカード普及という担当があったものですから、マイナンバーカードを使う制度として、その辺は私たちIT。実際の具体的な申請交付は市民課窓口のほうです。今は事務所が狭隘という部分がありまして、旧ろうきんにてマイナンバーカード交付業務を行っております。その分に関しては市民経済部なのですけれども、パーセンテージ、どうなのかという部分は、お互い共有してやっていますので、マイナンバーカードセンターができたということで、対市民的にかなりPR効果はあると思いますし、市民課と違って、窓口もそこまで狭隘でなく窓口も広げて広く対応できる形になっていますので、そういった部分も含めて、マイナポイントもそうなのですけれども、マイナンバーカードの交付に、パーセンテージの上昇につながっているものと理解をしています。そういったことでITと市民課が連携してやっております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 すみません。市民課を抱えているところは市民経済部ですか。

(「はい」という者あり)

○岸本一徳 委員 今ここでは、ちょっと委託料ですので、発行事業そのものに関わっている補正ではないのですけれども、現状として、この延長するというのも、国のほうは増やしていくということがあると思いま

すし、発行が遅れているから延ばしているのだという説明もありましたけれども、それそのものよりも将来に向けて、恐らく行政サービスのデジタル化、これが根本的に目的ではないのかなというふうに、狙いなのだろうと思うのです。

これは決算でも、そこは詳しくまた聞いていきたいというふうに思っているのですけれども、現状市民経済部として今把握している発行とか、この普及率というのですかね、発行率、市民に対してどのぐらい発行しているのか。

前に一般質問で石川慶議員が、県の平均、国の平均の数値も聞いて、宜野湾市はかなり遅れていたのですね。その頃。また、視察先の都城市でしたか、全国一とかという話でしたけれども、今どんなふうになっているのか。今説明ができるのでしたら、お願いをしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** I T推進課長。

○**I T推進課長** すみません。宜野湾市が最新の数値で、先ほど約30%と申し上げましたけれども、29.7%。県平均が大体同じぐらい、32ぐらいですかね。先ほど議員からありました、先進市の都城市が60%を超えている状況ですけれども、全国一ではありません。70%というところがあります。各自治体、県内でも物すごく取組が盛んで進んでいると思っていますけれども、30%を今月でもう超えていく勢いですので、岸本委員おっしゃるとおり、マイナンバーカードをみんなが持つことで、普及することで、いずれ市役所の判子手続もマイナンバーカードをかざすだけでワンストップでとか、ペーパーレスでとか、そういった形のサービスを国は考えているみたいですので、そのサービスを実際やるためにもマイナンバーカードの高い普及率というのは大前提となっておりますので、そういったことを含めて、もっと積極的にいろいろ取組を進めて伸ばしていきたいなという思いはあります。

マイナンバーカードセンターは市民経済部市民課のほうですけれども、私たちはカードの利活用の部分はI T推進課でございますので、日頃から連携しながら、連動しながら、もっと取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** すみませんけれども、関連して、今のマイナンバーカードの発行の概数でもいいですので、本市の進捗、どのぐらいパーセンテージ、29.何%パーセントと言っていましたけれども、県が幾らなのか、それからまた全国的にはどのぐらいが平均になっているのか、これも後ですみません。参考資料でいただけますか。

○**桃原朗 委員長** I T推進課長。

○**I T推進課長** 8月末の数字が今新しいので来ているかなのですけれども、新しい数字で、全国平均、県平均を併せて数字を出せますので、資料として出します。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** では、I T推進課長、資料のほうをよろしくお願いします。

○**I T推進課長** はい。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 16ページの財産売却収入の、その場所と面積と、こういった理由、分かる資料をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 16ページの財産売払収入に関する種類、面積等の積算根拠とか、その理由も踏まえて資料のほうを提出していきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** ほかに資料請求の方はいらっしゃいませんか。

(「進行」という者あり)

○**桃原朗 委員長** なければ、休憩に入ってよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** よろしいですか。

(「進行」という者あり)

---

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午前10時49分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午前11時00分)

---

○**桃原朗 委員長** 続きまして、3款民生費及び10款教育費、幼稚園費の一部について審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。

○**議事担当主査** 事務局より、ちょっと御説明させていただきます。

教育費の一部につきましては、53ページ、幼稚園費の説明欄02の子ども・子育て支援施設型給付事業(補助)、そして03の子育てのための施設等利用給付事業、こちらのほうは福祉推進部のほうで担当しているということで、質疑ありましたら、こちらのほうでお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 3款1項8目、32ページ、03の相談支援事業の203万1,000円、これは医療的ケア児の支援をしていくためのコーディネーターの配置を今からやらないといけないという説明があったと思うのですが、もう少し、なぜ今配置をして準備していかないといけないのか。

それから、この医療的ケア児、どのぐらい希望することが、これは保育所のみの話なのか、それとも学校とかも入っているのか。ちょっとその辺の御説明をもう一度お願いしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 岸本委員の御質疑でございますが、3款1項8目障害者福祉費の説明欄の03相談支援事業に係る部分なのですが、今回のこの医療的ケア児に関する会計年度任用職員の配置ということでございますが、今回医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年6月18日に公布され、また9月18日から施行される予定となっております。地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するとされております。これを受けて、法施行に伴う市民ニーズに対応するため、体制の構築に向けて医療的ケア児担当の相談支援員を配置してまいりたいというふうに考えております。

相談支援体制の充実と関係機関との調整等の取組を進めるために会計年度任用職員、こちらは看護師職を想定しておりますけれども、1名の有資格者に係る報酬とその手当ということで、今回の計上となっております。

ます。

取組の内容でございますけれども、先ほど保育園のみかというふうに話がございましたけれども、保健、医療、福祉、教育、保育の関係機関との連携を図ってまいる、いわばコーディネーター的な役割を担ってもらいたいというふうに考えています。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 保育所で受入れをしているというのも、宮城克議員の一般質問等で明らかになったのですけれども、学校のほうもありますよね。そこは教育委員会で、こういうコーディネーターをまた新たに配置をしてやっているのか、そことの関連、関係は、教育委員会とはないという理解でよろしいのですか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** それではなくて、市全体の、例えば保育であったり、学校教育であったりというところを統括するという意味合いでのコーディネーターということになりますので、もちろん教育委員会のほうも関わってまいります。連携も話し合いの下で、今回の設置については協議をしている状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** この看護師の配置というのは、役割について、もう少し明確に分かるような資料いただければと思うのですけれども、例えば様々この医療的ケア児の受入れに当たって、やはり準備があると思うのですけれども、家族との、聴取とか、相談とか、それからまた保育所だったら保育所の受入れ態勢の整備というのですか、そこもあれですよ、看護師さんとか、そういう人がいないと受入れができないということだと認識をしているのですけれども、この方は事務的なことをやる人なのか、本来学校も含めて、保育所も含めて、そういうニーズがあった場合に、この人が全て関わっていく、だからそこら辺の役割ですね、今、次長の説明では、次長が決裁をしていく、判断をしていくのかなというふうにも思いますし、こういう方々、職員を配置しないといけないという決まりがあるから配置をするのだということなのか。大事な、この人がいないと、もうコントロールタワーとして全く運営が、この事業が立ち行かなくなるということなのか、この施行によって法律的な縛りというのが恐らくあると思うのです。その辺の仕事の内容というか、役割というか、そこら辺がちょっと上程の説明だけでは全然分かりませんでしたので、そこを分かるような資料をいただけないでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 岸本委員の御質疑でございますが、宜野湾市においては、令和4年から医療的ケア児の支援体制整備ということで、政策事業で事業を開始していく予定でございます。まずは、その準備という形で、この会計年度任用職員の医療的ケア児に対するコーディネーターをまずは配置して、その方には研修などを受講していただいて、その準備をしていただこうと。

また、協議会も各関係機関を発足させて、その準備もしていくということになりますので、令和3年に関しては、その準備期間、令和4年からの本格稼働に向けての準備期間ということになります。今回配置されるその業務の内容については、資料のほうを提出させていただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** すみません。現在も受入れをしているわけですから、この看護師さんの配置、コーディネーターさんとしての、これから会計年度任用職員ですか、を配置していくわけですが、お一人という



お話をしていましたね。将来的には2人とか、3名とかという体制になっていくものなのかどうなのかということと、これ人数が増えれば、そういうふうなこともなろうかというふうに思うのですけれども、今までそういう人はいなくても受入れをしてきた事実といいますか、実績があるわけですね。

だから、こういう人を専門的に置くというのが、法的な縛りなのか、それとも宜野湾市として、やはりきちっとこういう受入れを、万全な体勢を構築していくために、この人は必要だということであれば、私は会計年度任用職員ではなくて、ちゃんと専門職として置いておくべきではないのかなというふうに思うのですけれども、取りあえずはあれですか、この看護師を会計年度任用職員として雇用して担当してもらう。でも、そういう人というのは腰かけみたいな形でやると、専門的ではあるけれども、だんだん実績を積み重ねて、なくてはならない人になっていて、途中で、はい、退職をしますという話になったら、やはり困るのではないかなというふうに思うのですけれども、そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 法的に配置が求められているかというところなのですけれども、地方公共団体の責務として、各学校であったり、保育所に配置されている看護師の燃え尽き症候群というのですか、離職を予防するためのバックアップをしていきなさいというのが責務としてうたわれているものですから、それに準じて配置をしていこうというところでございます。

(「追加して」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 先ほど私のほうから令和4年からの本格稼働ということでお話をさせていただきました。今回は会計年度任用職員の1名増ということになりますけれども、何もこの方だけにそれを担っていただくということではなくて、この職員、係でもって、係長以下でもって、そこをバックアップしていく体制はもちろん取っていくつもりではございますし、主にやっていただきたいことは、それぞれ保育所とか、学校とかで常にこの医療的ケア児に当たっていらっしゃる専門職の方々の相談であったり、例えば短期赴任など、そういった部分を指導していただく、そういった形で今回準備期間ということも含めまして、令和3年10月からやっていきたいというふうに考えています。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** では、先ほどからちょっとやり取りしています、分かるような資料をいただけませんかでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** では、医療的ケア児のコーディネーターの役割という形で、分かりやすい資料を提出させていただきます。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 生活保護費について伺います。資料番号9番、3款3項2目、ページ数は37ページ、これの国庫負担金の非常に大きな返還金について、資料を読めば理解できました。2番のうちの医療機関への受診控え、あるいは入院して医療行為を受ける機会が大幅に減になったと。これを読めば理解できたのですけれども、この2つの要因で4億8,700万円の返還金ということで理解してよろしいのでしょうか。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 今、委員の御質疑にあった内容で問題ないかと思います。基本的に今回5億円弱の返還金として国庫負担金を返納していくという形、主たる要因は、医療機関への受診控え、特に入院して医療行為を受けるということが大幅に減になったことが、その要因というところになります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 懸念するのは、この方々の受診を控えたことによる体調的なことは大丈夫なのかなというのが少し気になるのです。その辺のレポートというのは、ちゃんと取っているのですか。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 あまり詳細な部分というものは、ちょっと出してはいないのですが、我々のほうも生活福祉課はレセプトチェックをする職員が3名、会計年度任用職員でいて、その職員と一緒に、これだけ大きく下がっている理由は何かなということで、内部的な会議なんかで話し合いを持ったのですが、不要不急ではないのですが、緊急を要さない入院、特に手術が必要なものについて、大分先送りになっているというふうなことが考えられるのではないかなと。具体的に言うと、人工関節を入れるような手術とか、特に高齢者の方だと、1か月ぐらいいは出てこれなくて、リハビリも含めて2か月、3か月かかるよというような場合があるときに、そういった整形外科の手術なんかが必要な入院をするような、大規模な病院が大きいというところなんです。

そういう病院というのが、コロナ禍で院内感染なんかが出てしまうと、まずいということがあって、必ず今やらないといけないという手術でなければ、ちょっと次年度に延ばしましょうと、そういう判断をしている。これは医療側のほうも、そのような要請があるみたいで、そういったことが今回の、特に入院して医療行為を受けるというものが大幅な減になっていて、今、委員おっしゃったように命にかかわるようなものについては、どうなのかということなのではあるのですが、こういったものは緊急搬送とかされていますので、そういった部分は従前どおり入院して医療行為を受けるということがなされています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。そしたら、これだけの返還金は生じているものの、当事者の方々にとっては、悪化とか、そういったものが増えたということではないわけですね。そういった方々は、しっかりと緊急搬送等で対応はしているということで認識していいですか。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 おっしゃるとおりでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、これは宜野湾市だけではないと思うのです。全国的にこのような傾向が多分顕著だと思うのですが、このコロナ禍によって1年半以上、こういう医者にかかれないうのが続くと、それでもそう体調が悪化ということでもなければ、生活保護の見直しというのも、何らかの形で出てくるのか。それも少し気になるころではあるのですが、国、県の、こういう生活保護の見直しという言い方が適正かどうか分からないけれども、要は過剰医療にはなっていないのか、しょっちゅうお医者さんに行くということが、よく前あったではないですか。病院の待合室で、あのおじい来てないね。病気だろうって、病院内での会話だけれども、こういう笑い話もあるくらいで、そういうのは特にはないですか。見直し

という言葉は適正ではないかもしれないけれども、要は医療費の負担減ですよ。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 国のレベルで言うと、大体生活保護の医療扶助費が1兆円ぐらい、令和2年度減になるのではないかと、前年度比で。

○**桃原功 委員** 1兆円というのは国全体で。

○**生活福祉課長** 国全体です。このぐらい減になるのではないかなというふうな見込みが今あるみたいです。なので、委員おっしゃるとおり宜野湾市だけの顕著な傾向というよりは、全国的にそうなっていて、今お話があった医療扶助みたいなお話は、前からあることではあるのです。本当に必要な医療行為をされたのか、頻回受診とよく言うのですけれども、1週間に3回も4回も不必要な受診をして、それが医療費の増大につながっているのではないかと。それについての見直しはどうかというお話なのですけれども、国全体で見直しというお話なのかと思うのですが、実際今月1回ぐらい外来受診するという方がほとんどなのですけれども、内科の受診とか、それが2か月に1回ぐらいになっている場合はあるようです。なのですけれども、それを頻回受診と言うかどうかという、それは今コロナ禍において回数が減っている。本来は1か月に1回ぐらい、内科的な現状の確認というのは必要かなというところなので、その辺はコロナが落ち着いたら、元に戻るのではないかなと思われています。

ただ、特に整形外科なんかの頻回受診というの、月に20回も行くような方もいらっしゃるのですけれども、この部分については、先ほどちょっとお伝えしたのですけれども、レセプトのほうできちんとチェックしてまして、今、月10回から12回ぐらいが上限だろうと言われていまして、それ以上に通院されている方については個別に注意をしていく、ケースワーカーのほうで指導していく。あと、それと病院のほうにも、本当にそんなに回数が必要なのということの指導をしているところがありますので、そういうことで頻回受診の部分については、常日頃から生活保護の医療費としてはチェックをして、適切な医療につながるよう努力しているというところはございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 4億8,000万円のうち一番大きな金額というのが、②の医療費が4億3,000万円になっている。これは国庫の返還金、ちょっと置いておいて、要はコロナ禍によって生活保護の申請という部分は、数字はどうなっているのか、それをお答えできますか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 保護世帯数については、令和元年度が2,011世帯でした。令和2年度が2,007世帯ということで微減になっております。これは一概に言えなくて、申請数は、そんなに変わっていませんので、その中で保護の審査をして却下になったり、また自ら取り下げされたりという方もおられますし、また死亡であったりとか、他の自治体に転出したりであったりとかということで、ここが廃止になったりということもあります。

ただ、宜野湾市においては、微減ということになっています。これまで、こちらの委員会のほうでも大体生活保護世帯というのは年々増えている、3%ほど増えているというような状況があったのですけれども、なので令和元年度が2,011世帯であったので、令和2年度は恐らく2,100世帯ぐらいになるのではないかなというふうに見込んでおりました。これが2,007世帯なので、大体見込みよりも100世帯ぐらい少なくなっている

というところがあります。なので、当初予算のほうで、前年度と比べて3億円ぐらい医療扶助費が増になるのではないかということで、当初予算を組んでいたのですけれども、実際決算で見てみたら2億円ぐらい減になっています。なので、差引きで言うと5億円ぐらい、当初予算に比べると落ちているというようなところがあるので、こちらの数字に落ち着いてきているということもございます。申請数は、あまり変わっていないはずですが、廃止数も多くて微減という感じです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 報道などで見聞きすると、例えばコロナ禍で大変で離職したとか、あるいはお店が閉まってしまったとかで、生活保護に頼らざるを得ないと、増えているというような報道もあったのですが、宜野湾市でいくと、微減というか、微増か。

○**生活福祉課長** 微減ですね。

○**桃原功 委員** 2,021から2,007に減ったということ、微減ね。この辺の見解というのは、皆さんはどういう見解、全国と違う、要は増えていないと。いいことになるかもしれないけれども、よく分からないので。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** まだ正式な見解とまではいかないと思うのですが、なぜ保護の受給者数、受給世帯数が増えていないのかということで、内部的にいろいろ我々も検討したのですけれども、コロナ禍で緊急世帯向けの給付金であるとか、貸付金であるとか、社協さんでやっているような緊急小口であるとか、総合支援資金であるとか、単身世帯で大体上限で110万円くらい、年間で借りられたりしているのですよ、社協さんのほうで。あとは、定額給付金で一人頭10万円の給付金が今年の7月ぐらいにあったかと思います。

こういった世帯ですね、単身世帯で10万円なのですから、例えば5名世帯であれば50万円、そういった給付金が入ってくる。また、住居確保給付金とか、そういった住居に向けての施策も展開されている。そうすることで、コロナ禍において国のほうが相当困窮世帯に向けて、ある面、手厚くやった部分があるのですよ。これを受けたことによって生活保護申請にいく前に踏ん張っている世帯が相当数いるのではないかなというふうに正式な決定ではないのですけれども、恐らくそういった要素もあるのではないかと。

ですので、そういった給付金制度、今我々のほうでやっている、コロナ困窮者世帯への支援金というのがあったりするのですけれども、これが終わったら、それ以降の場合については、急激に生活保護世帯の申請者数が増える可能性はあるのかなというふうには考えているところです。

○**桃原朗 委員長** よろしいですか。

○**桃原功 委員** よく分かりました。ありがとうございました。

○**桃原朗 委員長** ほかの方、できたら資料請求も含めてお願いします。端的によろしくお願いします。宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 1点だけお願いします。同じく37ページの3款3項1目生活保護総務費の01の職員給与なのですが、1,243万1,000円の減額になっていますが、これは職員が退職されたのか、どういった内容か、伺います。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 宮城委員から御指摘があったとおり、退職とか、そういうのは見ないといけないのですけれども、基本的には、どこの款でも職員給与があるのは人事異動とか、そういったのに伴って発生しているも

のなので、この生活保護総務費の中で詳しく見ないといけないのですけれども、辞めたとか、そういうのは、すぐには答えられませんけれども、ほぼ全部のところ職員給与があるのは、4月の人事異動に伴ってできるものと理解していただければと思います。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。確認したのは、生活保護費の担当されている職員、そもそも人数が少ないということで、したがって規定の人数に足りない。そこで、異動で人が減っているのだったら、職員の負担がさらに増えていないかなという心配があったので、その辺りは人事異動で適切に考慮されているということで理解していいですか。

○桃原朗 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 今、委員がおっしゃったのは、定足数という考え方だと思うのですけれども、ケースワーカー1人当たり80世帯が適正という形になっています。それに比べると、職員の数が少ないのではないかとこのお話は、我々のほうでも説明している部分はあるのですけれども、大体5名、正規職員で5名、定足数に達していないという状況はありますが、その部分については、令和3年4月1日の人事異動で職員が1増員になっております。

それと、あとは会計年度任用職員のほうが、ケースワーカーの職が5名配置できていますので、ここは会計年度任用職員の人件費も見られていますので、正規職員数としては足りないのですけれども、何とか足りるように、宜野湾市としては努力しているというふうに御理解いただきたいなと思います。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。では、こちらの額は、あくまで異動の関連の形で、現場の職員の皆さんの負担が増えていることはないというふうに理解します。ありがとうございます。以上です。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 36ページ、説明欄02の放課後児童クラブ開所支援事業、その予算の内訳の説明資料と事業者名簿、どの場所に開所したのかという資料をお願いします。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 説明欄02の放課後児童クラブ開所支援事業になりますけれども、今資料要求のあった部分なのですが、こちら新しく事業所が開設したということではなくて。今回コロナの感染拡大に伴って、学校が休業している間、登園自粛をお願いしております。その登園自粛に応じた保護者に対して返還ですね、利用料の返金の部分に充てる補助金になっております。事業所が開所したということではないということで、御理解いただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 理解しました。ありがとうございます。この返還金についても3分の1ずつということで、市町村負担も3分の1出るということで理解してよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 国、県、市で3分の1ずつの負担となっております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。それで、34ページの説明欄0708、これは桃原功委員からも資料要

求にあったのですけれども、保育資格等対策等実施事業の中だと思うのですけれども、現在の認可保育園、認可外保育園の保育士が、本来だったら、これぐらいの人数が必要なのだけれども、今現状は何名なのかというのを資料でいただけますか。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 ちょっと確認して出せる資料を探してまいります。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 以上です。ありがとうございました。

○桃原朗 委員長 なければ、進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 それでは、当局の皆さん、入替え、お疲れさまでございました。

---

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時25分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時29分)

---

○桃原朗 委員長 続きまして、4款衛生費、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について一括して審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。4款から7款までであります。桃原功委員。

○桃原功 委員 よろしくお願ひします。予算書の38ページをお願いします。

保健相談センター維持管理事業38万円なののですけれども、新聞報道で買物弱者の支援というのが、保健相談センターのほうで掲載があったと思うのですけれども、関連するので、今コロナ禍で大変な中、あれは保健相談センターが今担当されているのですか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 健康推進部の健康増進課のほうで所管しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それの資料というのはいただけるのでしょうか。要は、新聞では見ましたけれども、市民がまだ8月号の市報には載っていないですね。要は、そういう対象者が利用できるのか、周知というのは、これからなのか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 お答え申し上げます。新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の支援事業として、先週の水曜日9月6日から実施してございます。その部分に関しましては、皆さんも御承知のとおり県内の陽性者のほうはかなり増えた。そして、宜野湾市内においても増加傾向があるということで、ただコロナ感染症においては、本来県の所管でございます。本来であれば入院処置、あるいは入院ができない場合は宿泊療養、今回陽性者の増加に伴って、やむを得ず自宅療養している方々がおられるということで、県のほうが配食サービスを実施してございますが、その部分が、まだ届かない部分に関しまして、宜野湾市のほうも9月6日から事業を実施してございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** それってフライヤーみたいな資料があるのでしょうか。もしあればいただきたいなと思いますけれども。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。先ほど申し上げた、9月6日からホームページ等で公開してございます。こういった形で食料支援事業のチラシのほうもございまして、そちらのほうも御提供したいと思います。

(何事かいう者あり)

○**健康推進部次長** 失礼しました。9月6日月曜日ではなくて、9月8日水曜日から実施してございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、自分でホームページ等チェックしてみたいと思います。

あと、観光費を聞いてもいいですか。7款なのですけれども、補正予算の43ページ、宜野湾マリン支援センターの管理運営費ということで480万円増額になっているのですけれども、増額理由をお尋ねします。。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** 桃原委員の御質疑にお答えします。こちらのほうは、宜野湾マリン支援センターの不動産鑑定手数料ですね、我々のほう、宜野湾マリン支援センターを民営化に向けての動きを、令和5年4月を目途に重ねているところでございます。そのための不動産鑑定の手数料となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** すみません。もう一度確認します。令和5年4月を民営化目途に不動産鑑定手数料というのを、もう少し細かく説明をお願いしますか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** こちらの不動産鑑定手数料につきましては、建物、あと底地につきましては、我々のほうは借地として民営化を目指しているところでありますので、借地権付建物、底地の不動産鑑定手数料となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 比嘉市長のときでしたかね、宜野湾マリン支援センターができたのが。多分そうだったと思うのです。10年以上も経過をしていると思うのですけれども、これはちょっと1社が継続して事業をしているのですか。それとも適宜入札等をして業者も替わっているのですか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** 御質疑にお答えします。こちらの指定管理のほうにつきましては、1社、マレアクリエイトさんがずっと続けております。5年周期で募集をかけて、今回3期目になっています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、マレアクリエイトさんがずっと5年周期で3期15年継続して入っていると。今回の民営化も、これはまた新たに応募するのですか。それとも引き続きマレアクリエイトさんが、またそのまま入っていくのか、どうなのですか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** 御質疑にお答えします。こちらのほうは、今回不動産鑑定をさせていただいた後、公有財

産検討委員会というところに諮りまして、そちらのほうの答申を踏まえて、有償譲渡に向けて取り組んでいきます。その際には、当然公募をかけて、こちらの施設をより広く使えるように事業所を公募して募集していきたいと思います。

○桃原功 委員 新たに募集していく。

○観光農水課長 そうです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ここを処分することによる収入の金額というのは想定されているのですか、土地代、建物代、減価償却も大分進んでいると思うのですけれども。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 お答えします。今回その収入の見込みを立てるために今度不動産鑑定手数料を入れて減価償却も含めて、どれぐらいの価値があるのか見定めたいと思っております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 まだ見積りは出ていないですか、大体これぐらいになるだろうということも。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 ないです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは民営化というのは、当初15年前に、この事業をスタートしたときから将来は民営化ということでの計画だったのですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 お答えします。当初は、やはり平成20年頃だと思うのですけれども、各自治体にビーチは整備されていますけれども、マリンスポーツがないと。そういったマリンスポーツの拠点をつくるために、こちらの事業、防衛の予算でつくったのですけれども、平成30年頃から、こちらの民営化に向けて動きというのは、内部で民営化の行財政改革の調査を踏まえて、民営化したほうが、より効果的だろうというふうに考えております。その中で民営化の事業がスタートしたということになっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 海へのダイビングをする前に、マリン支援センターは深いプールとか、あるいは浅いプールとか活用して、トレーニングなどをしているのを見に行ったりしているのですけれども、このマリン支援センターの事業というのを、ちょっと口頭でいいのですけれども、こういったことをやっていると、海洋のレジャーもやっているのですか。あるいは例えばラグナガーデンホテル、あつち海はないのか。

○観光農水課長 はい。

○桃原功 委員 宜野湾トロピカルビーチか、そこでの共催的なマリン事業もやっているのか。マリン支援センターの海洋事業というものの説明をいただけますか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 お答えします。マリン支援センターの主な事業ですが、まず県内在住者向けのダイビングスクールを開催したり、修学旅行生の受入れ、社員研修の受入れで、珊瑚の苗づくりとかをやっています。あとダイビング講習を含めて。その後は、サンセットダイビングとか、ナイトダイビング、あとはプールの



一般利用のお客様にプールを貸し出ししたり、あとおっしゃったようにラグナガーデンホテルとの共催というところは、平成30年頃までは、ちょっとビーチのほうでやってはいたのですが、ビーチの指定管理が変更になったことに伴ってマリン支援センターはビーチではやっていないです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 令和5年4月であれば、コロナも収束して、前のにぎわいが再現して、マリン事業もにぎわっていったらいいなと願うしかないのだけれども、ちゃんとお祈りしておきます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしくお願ひします。39ページです。4款1項2目の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお伺ひします。今年の4月ぐらいから接種が始まったと思うのですが、およそ半年ぐらい続けていると思うのですが、対応されている職員であったり、会計年度任用職員の方が、入れ替わりはなく、ほぼ同じ職員が継続してされている状況でしょうか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。御質疑のありました、39ページの4款1項2目新型コロナウイルスワクチン接種事業に関しまして、プロジェクトチームの職員の状況というところで、2月にプロジェクトチームを設置しておりまして、それから4月には会計年度任用職員の採用であったりとか、あるいは実際5月9日から集団接種のほうを実施しておりますので、その体制の強化等含めまして、交代とかではなくて、増員で強化を図っています。体制として合計19人で、今現在対応を図っているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。この時間外手当等が、大きな金額があるように見えているのですが、この辺りで職員の皆さん、不満ではないですが、実際大丈夫そうですか、心配は。この辺りどのようなケアをされていますか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。先ほど申し上げましたとおり事業の実施に当たりましては、職員の増員、また兼務職員の増員等を図って対応してございます。ただ、誰もがこういった事業を実施したことがないものですから、基本的に時間外の対応も当然余儀なくされているところではございます。ただ、5月9日から集団接種、また個別接種の実施、また広域ワクチン接種センターのほうの保育士関係の調整等、様々な業務に当たっておりまして、時間外のほうは増えているような状況でございます。

また、皆さんも御承知のとおり接種率のほうは、宜野湾市においては、まだ低い状況ですので、9月からは、これまで午前300、午後400だったやつを、午前のほうは100名接種回数を増やしまして、また土曜日においても実施をしているところでございます。そういった中ではありますが、組織のワクチンチームのプロジェクトの中で交代体制を組んで、可能な範囲で、月曜日、火曜日、金曜日は実施していない機関がございしますので、土、日に勤務した場合は、できるだけ振替を充てて、休息が取れるような形で取組は進めているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 宜野湾市が妊婦の方の優先接種とか、受験生の優先接種とか、枠を増やしたりとかという様々な取組は本当に感謝していますが、実際現場で働かれているスタッフの皆さんのことを懸念していました。

先ほどおっしゃった、例えば土、日対応されていると思うのですけれども、月曜日と火曜日の振替で休まれていると思うのですけれども、このスタッフの皆さん、プロジェクトチームの皆さんは、ワクチン接種の日以外はもともとの業務を、要はプロジェクトチーム以外の業務と両方やられているのですか。それともプロジェクトチームに専念されているのですか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ワクチンプロジェクトチームにおいては、当然集団接種の対応もしてもらいますし、また個別接種の医療機関の調整であったりとか、あるいはまた窓口にお越しになる市民の皆様もいらっしゃいますので、その辺窓口の対応等もございますので、そういった対応もワクチンプロジェクトチームで対応してございます。ですので、基本的には、このコロナワクチン接種の部分の業務に専念してございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ワクチン接種は、まだまだ続くと思いますので、ぜひスタッフの職員の皆さんのケアを丁寧をお願いしたいと思います。

あともう一点、別の質疑をさせてください。2点小さい質疑、38ページ、保健相談センター維持管理事業で38万円なのですが、すみません。これは先ほど聞いたのですが、内容をもう一度伺ってもよろしいですか、こういった修繕を。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 38ページの4款1項1目の03番、保健相談センター維持管理事業、修繕費38万円についてですが、当初から予算立てとしましては、車の車検代とか、そういったもので、前年度の予算編成の時点で、いろいろ修繕箇所を点検して、保守点検等を行って、次年度修繕が必要な予算として組んでいるところではあるのですが、今回老朽化等に伴う急な修繕等もございまして、緊急的な修繕が発生した工事等がございまして、そこをあらかじめちょっと既決予算というか、当初の予算のほうで修繕しながら、どうしても補正等で対応が必要にならざるを得ない部分が出てきますので、そこは前半の部分で優先的に、緊急的に修繕が発生した箇所については修繕が必要ですので、センターを維持運営していくための修繕費として財政、企画とも調整しながら修繕して、どうしても当初予算で組んでいた分のものが、やはりどうしても必要ですので、そこを補正予算のほうで9月補正で組んで、予算が可決されましたら、速やかに当初予定していた修繕費を充てて修繕していこうというような内容での補正になっております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。保健相談センターは市民の皆様がとても大切にされている場所だと思っているのですけれども、今回の修繕費にはないと思うのですけれども、トイレの状況が、恐らく洋式が1つで、和式が4つとなっていると。インターネットである団体が調べた、バリアフリーの点で調べた際、洋式化というのは検討されているのですか、トイレの。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 女子トイレに入ることがないので、確認はされていないのですが、ある程度洋式化につ

いても、各1階、2階のトイレのほう、備え付けられているということは把握しておりますので、一部まだ和式のトイレもあるかと思いますが、洋式化については進めて、昨年でしたか、修繕をしているところでございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 恐らくこちらの施設を利用される方は、ほかの施設を利用される方以上に洋式化を求めている方が多いと思いますので、ぜひ進めていただければと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 1つだけお願いします。42ページ、6款1項2目の農業総務費、説明欄02、農業事務運営費の工事請負費の説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 石川慶委員の御質疑にお答えします。こちらの農業事務運営費の工事請負費につきましては、大山田いもの栽培地区において耕作地に隣接する水路の水はけが悪い箇所がありますので、その除草作業と水路を掘り直す工事になっております。以上です。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 これは実は、僕もいろいろ相談を受けていて、要は市道大山7号、その下の部分に大きい水たまりができていて、水はけしない状況、人も歩けない状況になっているのです。そして、またその横の農業をしている皆さんの畑から、要は水がはけなくて、田いもも失敗作であったというような情報も聞いていて、そこで気になるのですけれども、市道大山7号が供用を開始して、こういった作業を今までやったことがあるのか、それとも今回初めてなのか、ちょっとお伺いします。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 今回が初めてになります。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 この水路のほうが、要は草がたくさん生えて、土もたまって、水はけがしなくなっているなという感覚は持っているのですけれども、すみません。資料の請求をお願いします。今回工事してくれるということで、大変ありがたいなと思っているので、この工事する場所、作業する場所、そして日程表、これをいただきたいのですけれども、お願いします。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 資料を提出したいと思います。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 ありがとうございます。資料をお願いします。

この箇所、要はそういった状況が起きて、毎回行政も大変だなというふうに思っています。今回田いも組合さんのほうからも相談があったと思うのですけれども、今後この水路に関して農家の皆様も作業をしながら、そういったこれ以上悪くなるようにはしないという話も聞いていますので、その辺しっかり当局とも話し合っ、今後またこういった当局が、どぶさらいというのかな、そういったことをやらない、地域でできるものは、しっかり地域の皆さんでできるような形でしていただきたいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。資料の請求をちょっとお願いしたいのですけれども、4款1項2目、桃原委員からも資料請求があった件について、コロナワクチン接種対策費負担金、これは資料で見ますと、個別接種の箇所が増えるということで、21か所増えるということで増ということなのですけれども、本市、接種率が県内でも下のほうということ、スピードアップするということはいいいのですが、この個別接種会場に、これは宜野湾市で配分されるワクチンを、プロジェクトチームが配分するという流れだと今思っているのですけれども、個別接種会場の各病院にワクチンを配分するのは、どういうふうな決め方で決めているのかというのを、ちょっと資料で説明できるのであれば資料でいただきたいというのと、あともう一点、個別接種会場にワクチンを配布した後、私のところに、個別接種会場に直接電話して予約を取ろうとしたのだけれども、取れませんよと言われたと。ただ、その後に何々さんの紹介だからということで、また再度取れたりということが、今何件か起きていているのを確認しているのですが、市のほうは、それを確認しているのか。このワクチン、個別接種会場は、ワクチン接種は病院任せなのか。例えばこの病院に通っている方々の家族だったら打てる、ほかの方が予約したら打てないという状況が、私何件か聞いているのです。そういったことも把握しているのか。だから、こういった内容で、個別接種会場でワクチン接種をさせているのかというのが分かる資料があればお願いしたい。

最後にもう一点、集団接種会場にたくさんのワクチンを持っていったほうがいいと思うのですけれども、現在の集団接種会場の打ち手となる方々は何名体制でやっているのかもちょっと資料で説明していただければ。あとは3日目に質疑させていただきます。以上です。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 平安座武志委員の御質疑にお答えいたします。資料要求3点あったかと思いますので、まず個別接種の医療機関への配分について資料を準備いたします。

それから、もう一点は、予約の流れの部分に関しましては、個別医療機関に関しましては、医療機関が独自で実施しているところもございます。また、コールセンター、ウェブでも予約を受け付ける方法もございますので、今、平安座委員がおっしゃった部分に関しまして、どの医療機関に対してのものなのかがちょっと分からない部分があるので、基本的な予約の流れを資料として出したいと思います。

3つ目、集団接種、体育館のほうで実施しています。これは中部地区医師会のほうのお医者さん、看護師さんの要望などを、接種する側のところに委託してございますので、そのニーズ体制が分かる資料を準備したいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資料要求だけ。すみません。1つは、ごみ減量対策事業77万6,000円の説明資料をいただきたいと思います。倉浜の価格というか、変動によって補正が入ってきたという説明、そうですかね。

(「これは通常の事業」という者あり)

○岸本一徳 委員 そういうものがありましたよね。倉浜で事業系でした、何か手数料が増えたので、補正で組みましたというのがありました、これではないのだ。

(「これではないです」という者あり)

○岸本一徳 委員 これではない、ほかのところですか、それは。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 御質疑にお答えします。環境対策課が保有している車が壊れて、3月まで収集業務が滞ってしまう可能性があるのです、その6か月分のレンタル使用料です。

○岸本一徳 委員 分かりました。では、勘違いだ。

(「よろしいですか」という者あり)

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 岸本委員のおっしゃった、事業系ごみ処理手数料の値上げに伴う補正については、10款教育費の公立学校……

○岸本一徳 委員 給食センターの。

○財政課長 給食センターの維持管理、そちらで補正しております。

○岸本一徳 委員 では、後でそれはいただきます。今のコロナワクチン接種に関して、例えば浦添総合病院で疾患のある人、ずっと通院をしている人がいた場合、そういう人は、そこでも接種ができるのかどうかという、そういう問合わせがあるのですけれども、アストラゼネカでやっているのか、ファイザーではないと思うのですけれども。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。

コロナワクチン接種の部分に関しましては、個別医療機関で実施しているものは、市町村提供の部分に関しましては、ファイザー社製のワクチンを提供してございます。ただ、アストラゼネカ製の部分に関しましては、沖縄県のほうが調整してございますので、そこがどの医療機関と調整しているかというのは、資料の手持ちはございません。ただ、かかりつけ医ということで、市民の方が浦添総合病院において、かかりつけ医のほうが認めた場合には手続をして接種することは可能です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 その際は、接種券というのがないと駄目ですね。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宜野湾市民の方が市内医療機関で接種するのと同様な形で接種券は市内であっても必要になります。

○岸本一徳 委員 分かりました。県の事業だと認識しました。ありがとうございます。

○桃原朗 委員長 ほかに資料請求する方はいらっしゃいませんか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 なければ進めます。では、当局の皆様は退席をお願いします。御苦労さまでございました。

---

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後0時06分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後0時08分)

---

○桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時08分)

◆午後の会議◆

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、議案第56号に対する質疑を許します。

8款土木費、9款消防費について一括して審査を行ってまいります。質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 金額も少額なので、よそうかなと思ったのですけれども、せっかくなので、1つ確認させてください。

45ページ、土木費ですけれども、822、道路新設改良費の02番の真栄原54号道路整備事業の財源組替と03番の喜友名23号道路整備事業（キャンプ瑞慶覧）財源組替、これは対になっているのですか。これも財源組替という意味なのですか。御説明いただけますか。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 建設部から財源組替として提出しております真栄原54号及び喜友名23号につきましては、起債の充当率の変動による、90%に上乗せ分がございましたので、その分の、かさ上げ分の補正増という形で起債の補正増に伴う組替えということで、歳出のほうはいじっていませんけれども、財源の組替え、起債が大きくなったと、充当する率のほうが大きくなったために喜友名も含めて54号、実は都計審の街路事業、すみません。公園費のてい一ちが一公園も財源組替えという形になっています。そして、このてい一ちが一及び喜友名23号、真栄原54号、この3事業につきましては、財源組替えということで、起債額の充当率が上がったために組替えして、この3件分をですね。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 私が最初に言った、真栄原54号と喜友名23号は、これは対ではないと。単体で真栄原54号も喜友名23号も、47ページのてい一ちが一も、この3件を財源組替えしていると。理由が、起債の補正増によるもの。金額は、ここに書いてあるとおり30万円とか、あるいは2,900万円とあるのですけれども、2,900万円となると金額が大きいのですけれども、これは財源組替えすることによって、この金額は変わらないとは思いますが、ごめんなさいね。財源組替えをする理由というのをもう少し説明してください。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 直接一般財源からの充当ではなくて、取りあえず借金ができたということです。要するに直接一般財源から支出するのではなくて、起債という借入れをして支出が可能になったということで、今まで国交省関連、内閣府関連が、充当率が90%であったのですけれども、今この3事業が、防衛事業からの事業で、充当率を75%ということで、当初計画しておったのですけれども、調整の結果、90%に引き上げられたということでの財源組替えとなっております。要するに一般財源の歳出が抑えられたという、結果的にはですね、そういうふうな形となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そのように国交省、あるいは防衛関連予算で財源組替えをすることによって、借金をすることになって、一般財源の、要は借りてくるというか、言い方は変だけれども、一般財源に柔軟性を持たせて

いるということで理解していいのですか。

○建設部次長 はい。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 真栄原54号の新町入り口だと思いますけれども、進捗状況をお伺いしてもよろしいですか。大体でいいですけれども。ごめんなさい。あわせて、喜友名23号の進捗状況も説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 私のほうから、ちょっと大まかに答えます。今年度の事業内容は、主に物件調査業務、これは真栄原54号ですね、道路整備事業につきましては距離にして200メートルございます。ちょうど県道34号の入り口から総合保健センターまでの入り口の区間の200メートル、幅員が9.5メートルで計画しております。片側歩道ということで、2.5メートルございますけれども、その事業です。大きな事業進捗ということではないのですけれども、取りあえず物件調査業務を今進めているということで御理解いただきたい。

続きまして、喜友名23号につきましては、これはキャンプ瑞慶覧、西普天間住宅地区に通ずる国道58号からアクセスができる、約400メートルの計画延長でございます。計画幅員が、これも片側の歩道であるのですけれども、11メートルの幅員でございます。今年度におきましては、工事発注も随時しておりまして、細かな事業説明及び進捗率につきましては、土木課長のほうから御説明、喜友名23号、真栄原54号と併せて御説明いたします。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 真栄原54号については、次長が先ほど説明したように物件調査ですね、地権者さんにアポを取りながら建物調査に入る準備をして、発注しているところでございます。

喜友名23号につきましても、1工区が契約済み、6月議会で承認いただきましたので、今現場に入る準備を、現場のほうで調査業務とか、その辺をやっています。

続きまして、2工区の工事、今年度また発注分があるのですけれども、公募で募集している段階で、12月議会で工事案件として上げる予定で、今スケジュールを立てて進めているところです。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。今説明の中で真栄原54号は、道路幅9.5メートルの片側歩道というのは理解できるのですけれども、用買も大変だし、道幅も狭いので。喜友名23号、片側道路、ちょっと伺ったのですけれども、ああいうふうに軍用地跡地の開発であれば用地もたっぷり取れて、両側に歩道が設置できないのかなと思うのですけれども、片側歩道の設置の理由というのは何ですか。構造的な、形状的なものなのですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 幾つか要因はございます。まず、返還地ではないということで、要するに共同使用というのが、返還地ではないということで、それに伴っても共同使用という手続を踏みます。ですので、極力最小限にとどめるというのが一つと、あとは米軍のほうで、やはり下に影響が、軍用地の下にいろいろな施設がございまして。そこに影響が大きいということで、排水路があるのですよ。その排水路から極力はみ出さないよというのでもございまして、幅員も多少小さく取ることと、あとは用地買収とか、共同使用料も影響しますので、この面積によってですね。ですので、極力小さく押さえた形というのが現状です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、市道7号とか、市道11号のような片側の歩道のイメージなのですかね。

○建設部次長 はい。

○桃原功 委員 共同使用ということは、米軍も使用するということではないですよ。一応その道路というのは、西普天間のみに接続された道路と理解していますけれども、そうですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 このアクセスに伴う橋梁工事ではあるのですが、道路ではあるのですが、ただ共同使用という手続、要するに返還ではないということは管理権は米軍にあるのですよ。

○桃原功 委員 管理権。

○建設部次長 はい。ですので、いろいろな緊急時とか、どうしてもキャンプ瑞慶覧内で何かが起こった場合に、この橋梁もキャンプ瑞慶覧の管理ですので、キャンプフォスターもですね。ゲートがつく予定が、要するにこのゲートが市主導ではなくて、当然返還地ではないですので、ゲートは米軍の裁量でもって開閉するという状況でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 総務常任委員会は事前に、以前に、ここの図みたいなものはいただいていますよね。まだもらっていないのかな。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 これまで提供されています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 西普天間が整備されて、国道58号に接続するのは、この喜友名23号だけではないですよ。

○建設部次長 はい。

○桃原朗 委員長 これも一つの接続道として共用部分であると。メインは西普天間のみの接続道路になりましたよね。これ1本ですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 共同使用では、この58号が1本なのですが、あと西普天間線というのがございます。それは、ただコリドー地区が返還しないと58号にアクセスできない道路としての位置づけです。ですので、計画ラインはあるのですが、どうしてもコリドー地区が返還しないと、この西普天間の、西普天間線というのがあるので、途中で途切れるような今形ではあるのですよ。それが返還と同時に58号にアクセスできるという、今計画設計となっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 県道81号線とも接続できるよね。どうしても混雑、あるいは渋滞が想定される。多分58号との接続路線もあったと思うのですが、この西普天間地区とコリドー地区と、この喜友名23号が載っている図面というのはいただけませんか、資料として。後でいいのですけれども。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 市街地と土木課の事業で当然押さえていますので、これが一緒になっているのは1枚ぐらいはありますが、ただ詳細ではなくて、大まかな、位置的なものが図示されたものがありますので、それをち



よっと提供したいと思います。

○**桃原功 委員** それで、ここが喜友名23号だよという印が、記載があればすぐ分かると思いますので、お願いします。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしくお願ひします。49ページの消防費のところでお伺ひしたいと思います。9款1項1目の説明欄04の消防署事務運営費332万3,000円です。こちらは特殊勤務手当ということなのですが、いつからいつまでの間の採用した者の特殊勤務手当になるか、教えてください。

○**桃原朗 委員長** 消防次長。

○**消防次長** 御質疑にお答えいたします。49ページの9款1項1目の説明欄04、消防署事務運営費特殊勤務手当332万3,000円の、まず支出根拠について説明いたします。

当該手当につきましては新型コロナウイルス感染症患者を救急搬送等の作業に従事する消防職員等に対して支給する防疫作業手当でございます。昨年11月の予算編成の際については、防疫作業手当が令和3年1月31日までとする時限的なものでございました。ところが、感染症の感染拡大に伴い、令和3年度も引き続き手当の支給が可能となったために令和3年度分の手当を補正計上するものでございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。ということは、この金額は令和3年度分、全ての分というふうに理解であっていますか。

○**桃原朗 委員長** 消防次長。

○**消防次長** そのとおりでございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。では、ここからコロナ感染者へ対応した件数とか分かるわけではなくて、1年分の、この程度の予算であろうということでの予算ということであっていますか。

○**桃原朗 委員長** 消防次長。

○**消防次長** 今年度の4月、5月、6月の3か月分につきましては実績を計算しております。それから、7月から令和4年3月の9か月分につきましては、この直近の3か月分の平均値を掛けたものを計上してございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。感染者がコロナ、失礼しました。救急で対応されることだと思うのですが、その方がコロナ感染者かどうかという判断はどのようにされていますか。

○**桃原朗 委員長** 消防次長。

○**消防次長** 最終的に感染者と判断するものは病院、または保健所から、当該救急車が搬送した患者さんが陽性でありましたという報告を受けた後に、こちらとしては感染者として指定することにしております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。多分消防の救急隊員の方は、その方がコロナかどうかというのは判断できない部分はあると思うのですが、逆にコロナに感染するかどうかではなく、救急隊員みんなに特殊勤務手当に当たるようになってほしいなという思いまで、ちょっと確認はしているのですが、

これは後から、この方がコロナ感染者だったから手当が支払われる仕組みなのか、それともそもそもこの方がコロナに感染していたかどうかというのは別で、救急隊員みんなに可能性があるということで、手当が支払われるのか、どちらですか。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 今の御質疑にお答えします。最終的にはコロナ対策本部、県にあるのですが、対策本部に登録された陽性者というのがいるのです。そこから連絡が来たり、病院から来たりということで、陽性者が確定された場合に救急隊員に支給される対象にはなります。なので、まだ疑いの段階とか、そういう間においては支給の対象にはならないです。以上です。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 そうすると、救急隊員の皆さんは、そこが分からない、不安を持ったまま対応されるのは大変だなという、ぜひ安心してやってもらう、全ての方が感染者であったとしてもいいように、そういう手当が支払われるといいのではないかなと思いますので、今まで職員の隊員の方で感染されたことってありますか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 現時点におきまして、職場内から感染者が出たことはございません。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。宜野湾市民皆様の命を助けていただいていること、僕いつも感謝しているのですが、こういったコロナ感染者の救急もやられていると思うので、ぜひ隊員の皆様の安全を確保していただくよう、よろしくお願いします。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 関連して。同じく49ページの、少し関連しているのでお聞きしたいのですが、ある方から、今、消防隊、救急隊員が非常に心労というお話を聞いて、これは本当にあるかどうか分からないですけれども、コロナ陽性者の患者を搬送したときに家族からおうちに帰ってこないでほしいとか、あと宿泊を別に、ホテルで宿泊を、県とかに借りていただけないかというお話を聞くのですけれども、そういった事実というのはおありなのですか。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。今のところ、そういった要望があるとはお聞きしておりませんが、今当初の対応といたしましては、感染が疑われる症例につきましては、全て完全防護、特に感染者を防ごうということで、感染が疑われる事案は完全防護で出場することとなっております。感染対策には非常に強化、力を入れて取組を行っているところでございます。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。この予算332万3,000円という予算が、私としても、皆さんそうだと思うのですけれども、この手当、足りるのかな、少ないなというぐらいなのだと思うのですけれども、これは何名でこのぐらいの予算を分けているのか、分けているのかというか、支給されているのかというのを分かれば教えてください。

○桃原朗 委員長 総務課長。

○総務課長 お答えします。令和2年度の実績に立ってきますが、現場職員、令和2年度につきましては63名に対して防疫作業手当は支払われております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。63名で割ったら、本当に少ないものだと思うのですが、以上です。分かりました。ありがとうございます。

○桃原朗 委員長 ほかがございせんか。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。消防に1点だけ、一般質問で出ていますので、1点だけ確認したいのが、今自宅療養者が増えているということで、自宅療養してコロナが悪化した場合の救急の受入れ、一般質問を入れていますけれども、特に救急輸送のときに、病院が見つからないときに入院待機ステーションというところに運ばれると思うのですけれども、その入院待機ステーションが、南部というのは分かっていますけれども、その場所をちょっと教えていただきたい。これは言えるものなのですか。言えないものならあれなのでも、南部としか言えない。言えないのであればしようがないのですけれども、ちょっと心配しているのは、行き先が見えない病院、要するにどこも受け付ける状況がないときに、あまりにも遠いところだと、やはり救急隊員の御苦労も相当あるのかなという思いで、今、南部にあるとは聞いているのですが、もしこれ以上コロナが増えていくのであれば、やはり中部地区にも必要になってくる。聞いた話によると、東部消防組合は自分たちで入院待機ステーション的なものを設置してやっているというのもあったもので、この南部の場所が、遠いのかどうなのか、ちょっと知りたかったのですけれども、ちょっと説明できないのであれば構いません。

○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。南部の施設の場所につきましては、高速の入り口というところの利便性がありますので、高速から降りてすぐ近くにあるところでございます。それから、9月1日から中部に待機ステーションも稼働しておりますので、南部、中部両方に患者さんを搬送する仕組みとなっております。以上です。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。ありがとうございます。中部にも開設したということで。後で一般質問のとき質問させていただきます。

あと、土木のほうに真栄原54号について、1点だけ確認しますけれども、今現在建物調査、物件調査の挨拶回りというのですか、しながら道路にかかる方々に、こちらの土地はかかりますよというふうにやっているという話を伺っています。その状況をちょっと聞きたいのですけれども、かかる方々には、あなたの土地はかかりますよという説明等は終わったのかどうなのか、ちょっと確認させてください。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 ちょっと件数は把握していないのですけれども、建物調査する分に対しては、アポ取りして建物調査しているということで、いいということで、了解をもらって、建物調査を入るということになっていますので、全員が全員、アポを取って説明しているわけではございません。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。私も実施設計の図面をいただいていますので、私のほうに問合

せする方も結構いらっしゃるのですけれども、自分の土地がかかっているのか、建物がかかるのかという。前から言っていますけれども、コロナ禍という時期ではありますけれども、これだけ地権者がいらっしゃる道路で用地取得、建物壊しとかやっていくわけですから、ぜひ何らかの形で、この用地買収に入る前に、かかっていない方からも、自分のところはかかっているのか、かかっていないのかなと気にしていらっしゃるのですよ。事前の説明会等をしっかり持っていていただいて、不満等を言ってくる方もいらっしゃるもので、挨拶に来たということで、自分の土地がかかるということで。かかる用地の地主の方々にしっかり説明する説明会、ぜひ持っていていただきたいなと思います。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 我々事業を行っている立場としては、全体説明、真栄原54号、55号も含めてなのですけれども、やりたいなということで、ずっと思っているのですけれども、コロナ禍の緊急事態宣言が出て、なかなか開催できていない状況でございます。感染状況が落ち着いてきて患者が少なくなってきたらやりたいなと思ってはいるのですけれども、状況を見ながらやっていきたいなと思います。

○**桃原朗 委員長** なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

---

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午後2時27分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後2時30分)

---

○**桃原朗 委員長** 続きまして、10款教育費、14款予備費については一括して審査を行います。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 民生費02、03は質疑していいの。

○**議事担当主査** 民生費の02、03は先ほどやりました。

○**桃原功 委員** やったの。

○**議事担当主査** はい。

○**桃原功 委員** では、聞き忘れか、53ページの。

○**議事担当主査** 福祉推進部の担当ですので、02、03は。

○**桃原功 委員** すみません。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** コロナ禍によって学校現場が大変な影響を受けて、学校現場が学校の授業を行う上での、あるいは給食の上での、あるいは学校の社会活動の上でも、子供たちは相当影響を受けているということで認識はしているのですけれども、その割には予算に現れていないという感触があるのです。これで大丈夫なのですか。質疑はちょっと変ですけれども、要は、私は補正でしっかりいろいろなものが対策を講じるために出てくるのかなと思っていたのですよ。開けてみたら、あまりないのです。ほかで調達できているのか分からないけれども、その辺もし答弁できるのだったら、ぜひ。

要は、報道等ではいろいろな給食も食べてすぐ帰っているとか、授業への、あるいはコロナ対策による実費というのがかかっているではないですか、消毒費においても。これは事足りているのか。それで、今回の

補正予算が、金額的には非常に微々たるもの、学校管理費においても29万円、中には減額があったりしているのですが、本当に減額で大丈夫なのという不安があるのですが、もし答弁ができるのであれば、お答えをお願いできませんか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。今回9月議会についての予算ということでございますが、この予算につきましては、各部署といろいろ予算を調整しながらというところの中で、そのときには、例えば7月、8月ぐらいの状況のところでございます。本当に緊急の中でいろいろ状況というものもあるかと思うのですが、実際に例えば今おっしゃった消毒液をやったりというところのものは、以前のもの、予算がございますので、それらについてのものは、基本的に間に合っているというふうに認識しております。

実際の授業というところでございますが、ちょっと言葉はあれですが、夏休みの前後ぐらいに、ちょっと子供たち、児童生徒が多くなってきたなというところの中で……

○**桃原功 委員** 何が多くなってきたの。

○**指導部次長** 例えば陽性になったりとか、そういう形のもの、ちょっと多くてきているのかなというところのものが見受けられました。実際今回の9月というところの中では、例えば補正というところのものが、実際間に合わなかったというところのものではあるのですが、実際にではどういうものがあるのかというところのものは、例えば今後オンラインであったりとかという形のものです、どういうふうに進めていくのかというところのものは、担当部署が今調整をしているという段階でございます。なので、特に具体的には、例えば何が必要かというところのものは、現時点では、まだ特に計上までには至っていないところで、御理解いただきたいなというところでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ケアは、ちゃんとできているのだということであれば、そう問題ないと思うのですが、ただ金額ベースで減額が多いのですよ。50ページから始まって職員給与290万円の減額、次の58ページの149万円、学校管理費で30万円弱の増にはなっていますけれども、ほとんど変動がないわけですね。これは次のページの職員給与189万円減額なのなのですが、この減額の理由は何なのですか。コロナで授業も行えないから臨時教員の採用が減ったということなのか、具体的に教えてください。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 桃原委員ご質疑の53ページの10款4項1目の説明欄01職員給与費の189万6,000円の減、これは先ほども宮城政司委員が福祉のときに質疑されておりましたが、この職員給与に関しては、4月の人事異動で職員が入替わったりすると、その差額が生まれたりしますので、今回は幼稚園費の中では、その差が出たというところの減になっております。

○**桃原功 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** いただいた資料から質疑させていただきます。

○**桃原朗 委員長** はい、どうぞ。

○**宮城政司 委員** 資料を提出いただいて、ありがとうございました。宜野湾市教育委員会点検評価報告について、この点で少し資料番号1番です。

○議事担当主査 報告第15号に関する。

○宮城政司 委員 そうです。

○指導部次長 これは教育部に関するものだというふうに思いますので……

(「すみません。今は指導部」という者あり)

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

---

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時40分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時42分)

---

○桃原朗 委員長 審査中の議案第56号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時42分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時44分)

---

○桃原朗 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後2時44分)

## 総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年9月14日（火） 2日目

午前10時00分 開議

午後 3時39分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

|     |       |
|-----|-------|
| 委員長 | 桃原 朗  |
| 委員  | 平良 眞一 |
| 委員  | 石川 慶  |
| 委員  | 桃原 功  |
| 委員  | 岸本 一徳 |

|      |        |
|------|--------|
| 副委員長 | 知念 秀明  |
| 委員   | 知名 康司  |
| 委員   | 平安座 武志 |
| 委員   | 宮城 政司  |
| 委員   | 上里 広幸  |

○説明員（8名）

|        |        |
|--------|--------|
| 総務部次長  | 多和田 眞満 |
| 税制係長   | 田崎 寛   |
| 市民防災係長 | 宮城 周作  |
| 企画部次長  | 泉川 幹夫  |

|          |        |
|----------|--------|
| 税務課長     | 普天間 朝彦 |
| 市民防災室長   | 宮城 竜次  |
| 総務係長     | 野嶋 博司  |
| 市民協働推進課長 | 金城 美千代 |

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第64号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

議案第67号 観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に係る物品の取得について

陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

請願第12号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願

第439回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和3年9月14日（火）第2日目

○桃原朗 委員長 おはようございます。ただいまから総務常任委員会第2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第64号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○桃原朗 委員長 議案第64号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第64号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「議長」という者あり）

○桃原朗 委員長 はい。

○平良眞一 委員 ぜひ説明していただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 説明を平良委員よりしてほしいということですので、では議案第64号の説明をお願いいたします。税務課長。

（執行部説明省略）

○桃原朗 委員長 質疑のある方は挙手にてお願いいたします。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資料1の（3）で税制のセルフメディケーションの延長とありますけれども、これについて適用期限が令和4年度までから令和9年度まで5年間延長するということになっているのですけれども、このセルフということは、自分で申請をして補助を受けるという制度なのだなと思うのですが、1万2,000円を超える額の購入費用を1年間で1万2,000円を超えて支払ったという上限があるのですけれども、これは個人の場合、いわゆる申告をしている場合は、それを適用されるかもしれませんが、サラリーマンの場合、年度末調整とか、そういったもので、これはまた追加して交付を受けるといいますか、そういうふうなセルフメディケーションというのは……

（何事かいう者あり）

○岸本一徳 委員 いろいろ様々な例があると思うのですけれども、ちょっとそこら辺の御説明を、私不勉強なので。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 ただいまの御質疑なのですが、通常よく言われる医療費控除、これまで申告の際、住民税申告の際に1年間収入があって、そこから必要経費、控除額をどんどん引いていって最終的にそこに税をかけるという仕組みになってございますが、医療費控除についても、これまでも申告必要ということで、サラリー



マンや公務員についても、控除を受ける場合は申告をしていただくという流れになってございます。

今回は、これまでの10万円、大体が年収に応じてですけれども、ほとんどの方が10万円が控除、10万円を超えたものが申告によって控除を受ける。今回は1万2,000円まで下がっていますので、これまで受けられていなかった方も、そういったスイッチOTC購入費用というのですけれども、いわゆる処方箋が必要な薬を薬局で買えるようになっていきますので、その薬を購入した方で、1万2,000円を超える部分については、上限が8万円までですけれども、控除を受けれるので、こういったセルフメディケーションですので、自分の健康を御自身で管理するということで、これからの自己管理を積極的に進めていこうということで、この制度ができましたので、これについては、どちらか、通常の医療費控除なのか、セルフメディケーションによる控除なのかというのは、それぞれの方の内容に応じて、どちらか一方しか選ばませんので、確定申告の場合は、どちらか選んでいただいて、控除を受けられますという制度になっております。

○岸本一徳 委員 以上です。ありがとうございました。

○桃原朗 委員長 ほかに。桃原功委員。

○桃原功 委員 今の説明からすると、市民においては、薬を買った場合に1万2,000円以上から税控除を受けられるということで認識していいですか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この法改正、これからですけれども、その以前というのは、幾らかの控除だったのですか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 新しく追加でできた制度でありまして、これまでもあるのですけれども、通常、医療費控除ということで、通常は支払った医療費の総額があるのですけれども、これに対して10万円、もしくは年間所得金額の5%、いずれか低いほうを取って、それを超えた部分については、最高200万円まで控除を受けられると。これは薬を購入していたり通院した、入院したり歯医者へ行く分に係る医療費、そういった治療費を含めて全ての医療費が10万円以上を超えたら、申告すれば補助を受けられますという制度、これはこれまでもあります。プラスさらに10万円いかない人も、今回スイッチOTCということで、処方箋でしか受けられなかった薬が、どんどん今は市販薬に置き換わっていますので、こういった市販薬の購入について1万2,000円を超えれば8万8,000円までは控除を受けられますので、そういう人などの年間の医療費だとか、医薬品の購入の仕方、こういったものを見て、どちらを取るかは、それぞれの申告によるということになりますので、今までのやつもあって、これは新しく追加された仕組みというか、これが今回延長されたということで、当初期限があったのですけれども、自己の健康維持管理を進めてほしいということで、延長されたということでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 沖縄の実態としては、要はタクシーで病院行く人も多いが、こういった交通費の領収書等も申告できるのですか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 失礼しました。これまでの通常の医療費補助の中においては、今、委員のおっしゃった交通費

ですね、通院している場合、通常の必要な交通費の範囲では認められておりますので、これを10万円以上…

○**桃原功 委員** 認められている。

○**税務課長** これを通常の医療費控除であれば、今回の税条例は、セルフメディケーションは、これは医薬品購入ですので、医薬品だけに限られるという。もともとの医療費控除については、通院の交通費であったり、いろいろなそれに係る費用については、ある程度みられている、これまた個別のケースになると思います。中身によっては、また通常必要な交通費とありますので、病院の往復に必要な分については認められるということです。

○**桃原功 委員** 認められる。

○**税務課長** 認められます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 冒頭の16歳未満の者というのがありましたけれども、新旧対照表の24条2項の括弧の中の年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るということですが、現行制度の扶養親族は、要は扶養親族の定義というのですか、ここでは何歳というのはあるのですか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 御説明をさせていただきたいのですが、資料2の一覧表がございますが、資料2の例えばナンバー1と書かれた24条2項の改正の概要というところ。

○**桃原功 委員** はい。

○**税務課長** 米印のほうで均等割非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しがあったということで、その下の括弧の扶養控除について、その対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くとされた令和2年度改正ということで、実は令和2年度のほうに通常扶養控除というのが、先ほど申し上げたように1年間の収入からどんどん必要経費であったり、控除を引いていって所得を出していくのですが、その扶養控除については、16歳以上の生計を一にする親族で給与収入が103万円以下で1人につき33万円の控除が受けられるというのが通常の、これまでの扶養控除の考え方ではあるのですが、今回改定の内容としては、国外居住親族についての、この扶養控除の中でいう、16歳以上で、かつ給与収入が103万円以下というのが、国外居住親族の場合は所得の関係で、国外の所得については見られないというか、見えないという判断の中で、国外居住親族については、所得の把握ができていないという状況だったのです。

そうすると、国内居住者であれば103万円未満の方は扶養に入れられるのですが、国外居住者であれば、そういう所得にかかわらず扶養に入れてしまうことができる今までの仕組みだったものですから、それでこの国外居住者の場合は、やはりそれぞれ国によって、どれくらいで生活できるかというのが、なかなか分からない部分もあって、それで年齢で今回外しましょうと、要するに30歳から69歳までというのを働ける方だということで、国外居住者については、年齢を一気に対象としませんという法律改定に変わってしまったのです、扶養控除の考え方が。

そうやると、30歳から69歳までの方は、一定の要件がつけば対象になる、学生であったり、障害者であったり、あと年間の所得が38万円以上であったりという、そういった方を対象にはなるのですが、基本

的には年齢は外しましょうという、扶養控除の中でいう考え方に変わったものですから、それで今回市税条例の中で24条、控除ではなくて非課税の改定になるのですけれども、非課税の判定の際にも扶養親族の定義というのが出てきたものですから、これで扶養控除でいう16歳以上の国外居住者については、30歳から69歳を外すというものを、同じように24条の2項にも扶養親族については、その30歳から69歳の方は基本的に外れるという表現に変えないといけないと。ただ、非課税の場合は16歳以下も含めますので、表現としては、年齢16歳未満の者と新しくなった30歳から69歳を引いた扶養対象、控除対象扶養親族という、この2つの表現にして整備した改正になっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 条例のほうでも、その附則の中で、施行期日が令和4年1月1日から施行と。24条の2項、今言った部分というのは、令和6年1月1日から施行するという理解でよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** そのとおりでございます。

○**桃原功 委員** これはなぜ段階的なことになっているのか、その説明をいただけますか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 今回先に扶養控除のときの扶養国外居住者を税の適正化というところで、不明だった所得が分からないよということであると、やはり税の不均衡になってしまうので、ある程度働ける方というのは外したというのが令和2年度の改正であり、それを受けて今回令和3年度は非課税の考え方も同じように取り扱うという流れになっておるのですけれども、ちょっとタイムラグが実際あるのですけれども、恐らく国としても最初の国外居住者の者を外したものを段階的にあてはめていく形で、劇変ではないのですけれども、少しずつ整理していつているのではないかなと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 総じて市民の目線からすると、税制の適用が緩和というか、対象がひろがっていく、市民の目線からすると、いい条例ですか、そうとも言えませんか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** これまでは国外居住者の所得は見なかったもので、幾らでも、ちょっと仕送りがあれば、扶養親族に入れられて、その方は控除を受けられるということで、大変助かっているかというか、その個人から見れば、たくさんの方が扶養親族に入れられる可能性がありますから、いいというか、多く扶養控除が受けられたと。今回は、やはり国外居住者で実際働いていた方もいるのではないかと。その働いている方の収入が見られないのは、やはり国内では103万円以下の収入でないと見られない扶養が、国外ではそれが無いということ、やはりバランスに欠けているということで、今回は国外は一気に年齢で省いてしまうということで、国外居住者をこれまで扶養親族に入れていた方にとっては、働く内容によっては、狭まっていく、扶養控除が受けられなくなるというのはケースによっては出てくるのかなと。ある意味、整理されているのですけれども、そのバランスを今度合わせたというところです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、今回の改正目的は、そのような不均衡の統一というのも、ある程度あるわけですか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** そうですね。これまでは国外での所得が見られないというところは、やはりある程度稼いでいる方も扶養に入れられるという、ちょっと可能性が、やはり高かったものですから、今回それを見直すことによって、ある程度同じように、扶養というのはやはり所得が低かったり、働けなかったりする人を働いた方が養うわけですから、それはやはりそういう対象の方をしっかりと見極めないと、何でも扶養に入れてしまうと、やはり税の公平のバランスが崩れるということなので、今回は適正な課税のほうに流れは進んでいるというところですよ。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 最後です。1年半以上コロナ禍で苦しんでいる中で、そういうコロナ禍による影響も、この法改正はあるのですか、国の方向性としては。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 今回の、直接コロナというよりは、これまで少し不均衡だったものを見直していくという形ですので、これはまたコロナとは別の形かなというふうには思うのですが、今回は、またコロナとは別の形で。

○**桃原功 委員** 分かりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** お願いします。資料1の(2)の社会福祉協議会に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しですけれども、通常の寄附、ちょっと認識が違ったら教えてください。寄附すると、その寄附金の控除が受けられる、通常ですよ。社会福祉協議会さんに寄附することが、寄附金控除から除外されるというそのままの認識でよいですか。通常であれば、寄附すると、寄附した側が税金の控除を受けますね。それが受けられなくなるという認識でよろしいのか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** この税の控除については、寄附金の控除ということで、先ほど国、県、それから赤十字奉仕団とか、そういった団体に対して個人、団体が希望したら控除を受けられるという制度で、宜野湾市社会福祉協議会に寄附したら控除を受けられるということで、税条例の中で社会福祉協議会を明記しております。寄附金控除については、これまで同様、今回改正があったとしても寄附金控除を受けられることになっております。今回の改正の内容が、明らかに出資に関わるものに対して寄附する場合は対象外と。これがなぜこういうふうな改正になったかということ、最近の法律改正の中で、社会福祉法人とか、こういった法人団体を、出資をすることか可能になったという背景があります。そうすると、個人、団体が法人に寄附をする。控除を受けられる。法人は、またその個人、団体に投資をするということで、自分のお金が最終的に戻ってくるというような形で、控除を受けられるというやり方が可能となったものですから、あえて整理をして、今回こういった法人関係が、団体が投資に充てるものについて、寄附はできませんよと。

今回宜野湾市社会福祉協議会については、これはどの法人を、そういう寄附の控除の対象とするかは、それぞれの市町村の条例で定めなさいというふうになっておりますので、宜野湾市においては、様々保育所であったり、学校法人であったり、社会福祉法人であったりと、たくさん団体があるのですけれども、一番公平性のある社会福祉協議会に対しては、寄附金控除を認めましょうということで、宜野湾市は社協に対してだけは寄附控除を認めておりますので、社協においては、投資については、寄附金を投資に充てるというの

は、今までもやっておりませんし、それからこれからはやらないということです、これからも社協に対する寄附金については、基本的には控除を受けられるという内容になっております。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。私の認識は、この寄附金控除がなくなるのかなという心配だったのですけれども、今の説明では出資に関する業務というのが、それに当たるということですね。分かりました。ありがとうございました。

もう一点確認したいのですけれども、(1)の国外居住親族が除かれるとあるのですけれども、国外居住の親族、定義を教えてください。本籍を外国に置いていて、そのまま外国に住んでいるとか、本籍は日本に置いていて外国に住んでいるのか、変わってくると思うのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 国外居住親族の定義といいますか、基本的には国外に住んでいる方、住所がある方ということになりますので、例えば留学であったり、仕事の都合でそこで暮らしていると。これはやはり税の控除を判断する際に、一言で言うと、年齢と所得を見ていきますので、所得が低い方に本来扶養しないといけないということになりますので、その所得の部分で、やはり国外では分かりづらいということで、今回は年齢で切っておりますけれども、原則的には国外、国内もそうなのですけれども、所得が、これまで国内とは違って国外は見られなかったという点で、見るのが難しかったという点で整備された制度ですので、基本的には国外に住んでいる方ということになります。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 外国にいらっしゃる方に課税する際に追いかけることが難しいので、年齢制限をして、国外居住親族を除くということにしたということですか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** この方に課税するわけではなくて……

○**上里広幸 委員** 控除ですか。

○**税務課長** 宜野湾市に住んでいる市民が養っている、控除、もしくは今回非課税を判断するとき、そのカウントの仕方、その方が対象者ですかというときに、それまでは一定程度仕送りがあれば全て認めていたのですけれども、やはり現地での所得がよく見えない中で、やはりしっかりと働ける世代は年齢で除いて、働ける世代であっても38万円以上、仕送りがあれば、それなりに養っているのだなと分かりますので、そういった方は、また逆に年齢で区切るわけではなくて対象にしていくという制度ですので、宜野湾市に住んでいる方の控除であったり、非課税の判定のために国外居住者の定義を今回整理しているということです。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。最後に1点なのですけれども、先ほどの控除の件で、交通費は全て当てはまるとあったのですけれども、本員の認識では、交通費に関しても全て適用されることはなくて、あくまでも公共機関とか、そういった際はできる。自動車のガソリンはやらないとかという認識なのですけれども、先ほどの答弁では一律というふうにあったものですから、その辺ちょっと確認していただけますか。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 先ほど来答弁の中で、交通費については通常必要な交通費ということで、答弁させていただい

たのですけれども、その中で自家用車とかそういったものが、ガソリン代とか、なかなか把握しづらいようなものがあると思うのですけれども、その辺対象かどうかは、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 以上です。ありがとうございました。

○桃原朗 委員長 ほかにありませんか。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。（１）の均等割・所得割非課税限度額というところでお伺いしますが、宜野湾市で、この対象になる方は何名ぐらいいらっしゃいますか。この控除対象となる扶養親族にならなくなる。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 今回国外居住者の方の取扱いの改正ということで、この部分に関してのおそらく影響があるのではないと思われる人数については、現時点では150名の方が国外居住親族を扶養に入れているということです。その中で対象年齢とかそういった学生なのか、仕送り実績があるのかというのは、この辺は、なかなか把握しづらいものですから、その方々全員が、その対象になるかどうかは、ちょっと分からないのですが、影響のある方は150人、というより親族を扶養に入れている方がいるということです。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 これは扶養控除の対象となる、ならないということなので、最終的には150人から留学しているのかどうかとか、収入があるか分からないということなのですけれども、実際控除対象となるかどうかという判断をしていくということですよ。

○税務課長 はい。

○宮城政司 委員 それでは、これまで扶養控除を受けていた方が受けられなくなる方が何世帯かいらっしゃると思うのですけれども、その方々へ事前に通知とか行きますか。この法改正、条例改正による影響が出ますよというのは、ある日突然扶養控除できなくなるということ、結果だけ聞くのか、事前に何か案内はありますか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 今回の改正が扶養控除について、令和２年で既に整理をされていますので、今回は非課税の改正になって、これが令和６年からになりますので、早めに法改正しているものですから、この期間は周知期間というふうに考えております。この間で、こういった改正がありますというのは、また市民向けに周知していきますし、申告の際にこの方々というのは、どうなるかというのが、御自身の控除の算定になりますので、申告の際にも、こういった方が外れますということで、申告の手引、そういったものをまたお知らせしながらやっていく予定でございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 市民の皆様への周知というのはやっていただけたと思うのですけれども、こういう150名の方、個別に、この方々が申告をしようとして初めて分かる話なのか、事前に説明、案内等できますか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 税の改正については、毎年度必ずあって、それに伴って、様々な部分が、細かいところでどんどん変わっていきますので、国外居住者の非課税のものにかかわらず、先ほどのセルフメディケーションの

延長だったりとか、やはり全体に絡んできますので、そういったのは、やはり申告の際に手引みたいな形で、国のほうから手引みたいな形で来ますので、そこには細かく何が変わったよというのは示されたりはしますので、個人に個別にというよりは、全体的に、全ての税改正に伴うものは出さないといけないものですので全体的にやっていくイメージです。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。この税にかかわらず市民の皆様、ある日突然税金が上がった的な話というのは、よく聞く話で、できる限り、全体に関してになるかもしれないのですけども、そういった周知については丁寧にやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 確認をさせてください。よく分からないものですから、セルフメディケーション税制の延長、(3)、特定一般用医薬品というのは、どういったものか、ちょっと御説明をお願いできますか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 スイッチOTC医薬品ということになるのですけども、これは要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品ということで、これまで処方箋によらなければ使用できなかった指定医薬品の中から使用実績があつて副作用の心配が少ないなどの要件を満たした医薬品を一般用医薬品として認可したものですということで、いろいろとあるのですけども、厚生労働省のホームページで、どういったものがそういった医薬品ですよというのが公表されている状況でして、風邪薬とか、胃腸薬とか、鼻炎用の内服液とか、そういった様々なものがあつて、平成28年のときには1,500点余り……

○平良眞一 委員 1,500点。

○税務課長 今は2,500点の薬、医薬品のほうが指定されております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 スイッチOTC医薬品というふうにあるのだけけれども、そう言われても一般の人たちは分からないわけですよ、どういった薬が適用されるのか。一般の、我々いつもではないけれども、よく風邪薬、ジキニンかな、そういったものも適用するのかなというふうにあるのですけども、これは2,500点。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 2,500点は特定医薬品ということで、それも今回のセルフメディケーションの対象になると。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ということは、ほとんどということになるのかな、薬局で売っているものは。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 そうです。ほとんどが恐らく対象になってくるかなと思うのですが、やはりどれが対象なのかは、厚生労働省のホームページのほうで周知をされているものなので、市のホームページのほうにも、そういった説明というか、こういったものがありますよということで、一応ホームページのほうにも周知しておりますので、それを見ながらやっていくという形になると思います。今回のセルフメディケーション税制の申告というのも宜野湾市のほうで幾つか申告の中で見受けられるというふうに担当のほうから聞いております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これは薬局から後発医薬品を買った場合に領収証に名前を記入すると駄目なのかな。そうでないと誰のか分からぬから、やはり名前が必要と思うのだけれども、これは駄目ですか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 基本的には、医薬品については、通常病院に通院されると、お名前が出るのですけれども、薬局で購入したり、スーパーとか、いろいろなところで購入する場合はないのですが、それも一応レシート、金額が見えれば、これも使えますので、基本的には恐らくその方の生計を同一している方の医薬品であれば、名前がないものでも申告としては使えるということです。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 領収証、名前がなくても使えると。この場合には1万2,000円を超えた分に対して控除になるということで理解してよろしいですか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 処方された薬局からの領収証がありますよね。これは10万円を超したものに対しての控除ですよね。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 10万円を超した分か、年間所得の5%を、どちらか低いほうを超えた分。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 そうですよ。そうなった場合、両方プラスすることはできない、完全に処方箋のほうは処方箋、どっちかを選ばないといけないということですか、控除を申請するには。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 どちらか一方で、控除をうけるということになっていますので、どちらか一方です。

○平良眞一 委員 一方ということで……

○税務課長 どちらか一方で、両方はできなくて、どちらかの制度を使う、通常の医療費控除を使うか、セルフメディケーション制度を選択しなくてはいけないということです。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この控除をもらえるような形で本人が選択するということになるわけですね。先ほど聞いたのですけれども、スイッチOTC医薬品というのが、どういったものかというのが分からなかったものですから、恐らく市民にも、なかなか分からないのではないかなとは思っているのですけれども、周知というのは、さっきあったのだけれども、ホームページで載せて市民に周知していただけないのですか。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 薬局の医薬品自体、セルフメディケーションの税控除対象というマークがついているものもありますので、それを見て、これは対象の商品だねという確認は一応できるようですので、それを見ながらとか、そういうマークはついていなくても厚労省のホームページとかで、それが対象かどうかという確認をすることになります。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。



○平良眞一 委員 分かりました。(1)の扶養控除の件ですけれども、これは控除になる者が16歳未満、そういうのがうたわれていなかったのですよね、新旧対照表で。確認したらうたっていないくて、今回年齢16歳未満及び控除対象の扶養親族、これまでは全員が、その控除対象になっていたと。

○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 この第24条、新旧対照表、第24条の2項については、非課税の範囲でカウントする扶養親族の示し方なのですけれども、この扶養親族については、全員が対象、年齢は問わなかったというところなんです。先ほどちょっと話が、ごちゃごちゃなのですけれども、先ほどのものは、扶養控除を受けるときのものなので、扶養控除を受けるときは、年齢と年収の定義があるのですけれども、この辺については全年齢と103万円以下の収入の人が対象でしたが、ただ今回の改正で30歳から69歳までは省かれますので、この方々を抜くだけでは全年齢を対象とは言えないものですから、これまでの非課税の中における給与所得の中では、その30歳から69歳までの年齢を引いて、16歳以上の扶養親族の部分を示して、16歳未満も年齢の対象なものですから、そこもまた16歳未満を示さないと、実際定義がずれていくものですから、表現としては、年齢16歳未満の者で、控除対象所得というのが16歳以上、29歳、30歳と69歳を除いて70歳以上という定義に変わったということです。ちょっと分かりづらい……。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりづらいですね。16歳未満は全員対象ということなのですね。

○税務課長 そうですね。

○平良眞一 委員 16歳以上に関しては、幾つかの制限があって、それに当てはまるものは控除の対象になるということですよね。16歳未満は全員対象。それで、16歳から29歳までは制限とかあって、それに当てはまるものは対象ではないと。それ以外のものは対象になるということで、理解していいということですよ。

○税務課長 国外居住親族に限ってはですね。

○桃原朗 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 進行の声がありましたので、進めていきたいと思います。

審査中の議案第64号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時49分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時00分)

---

#### 【議題】

議案第67号 観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に係る物品の取得について

～質疑・答弁～

○桃原朗 委員長 議案第67号 観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第67号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第67号に対する質疑を許します。まずは、当局より補足説明がございましたら、お願いをいたします。市民防災室長。

(執行部説明省略)

○桃原朗 委員長 それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 まず、入札のことについてお伺いしたいと思います。これは入札業者というのは、事前に、いわゆるこういうおたくが入札の対象ですよということで、市のほうから最初に通知なり、連絡が行くのですよね。

○桃原朗 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今回の倉庫購入に当たっては、指名業者が14社ありまして、この14社のほうに事前に入札に当たっての現場説明の日時と、あと入札の日時が記載された通知書を事前に送付しております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この14社というのは、市内の企業なのですか。

○桃原朗 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 この14社については、市内の建築工事、業種とすれば建築の業者の工事会社で、14社、全部市内になります。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それ以外にも、本来は参加できる可能性のあるというか、資格のあるところというのは、まだあるのですか。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 今回の備蓄倉庫でございますが、この倉庫は建築物に当たる、そして倉庫建築に当たっては、一式工事というのが建設業にはございまして、一式工事と27の専門工事に分かれております。その中で総合的な企画、指導、調整の下に建築物を建設する工事としまして、建築一式工事に登録されている市内業者14社を指名してございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今聞いたのは、この14社以外にも対象となる事業者なり、市内にいらっしゃるのですかということをお聞きしたのですけれども。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 建築許可業者の中から全7業者、そして格付というものがございまして、宜野湾市建設工事競争入札参加者指名基準に関する要綱、そういったものから設計金額を鑑みて、格付Cの全7業者、そして格付Dの全7業者、合計14業者を指名してございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今回の説明で、このCとDの対象のところを指名したと。そこはAとか、Bとか除いている説明はなかったのですけれども、ここら辺についてはどういう理由なのですか。

○桃原朗 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今回の格付のCとDを指名したということなのですが、宜野湾市の工事を発注する場合に指名基準等に関する規定の中で、工事の金額、規模等でA業者、B業者、C業者ということで、請負金額の金額によって格付が区分分けされております。

今回CとDにつきましては建築一式工事請負契約の、Cについては1,000万円以上4,500万円未満、Dについては1,000万円未満ということで、基準としてはCに該当するのですけれども、入札不調とか、そういったものが考えられる場合について、おおむね市については12社ほど指名されてはきています。CとD、上下1、2級を指名したということで、CとDの区分で指名はしているというような状況であります。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 Dの方々が辞退をしたという解釈でいいのですか。

○桃原朗 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今ちょうど入札業者一覧があるかと思いますが、一番最初の有限会社成登建設から7番、すみません。議案書でいうと10ページです。10ページの横書きの入札者及び入札結果一覧表というのがございまして、その中で入札業者名のところを見ていただきたいのですが、まず1番目の有限会社成登建設から7番目まで、エクラホーム株式会社までは格付でいうとCランクです。有限会社宜野湾建設から最後の14番目のコンプロテック株式会社までがDのランクの業者となっております。辞退届が多いところは、Cが多いと思うのですけれども、こちら主な理由としましては、必要な技術製品の確保ができないということで、辞退届のほう提出されております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 もう一つ、不参加というのは、辞退は前もって申し出るのですけれども、不参加というのは、当日来なかったとかということですか。

○桃原朗 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 不参加2社ございまして、まず上咲組さんですか、こちらについては、入札に当たっての現場説明会から不参加ということで、入札の心得の中に事前の現場説明に不参加だった者、そういった資料を受け取らなかった者については、入札の参加はできないということ、認めていないということで規定もございまして、こちらは不参加扱いになっています。

そして、コンプロテック株式会社につきましては、現場説明会、実際にそういった仕様に係る現場説明会には出席されたようなのですが、入札当日は不参加でありました。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 指名を受けたにもかかわらず、辞退の場合には、その理由があって辞退すると申し出ると

いうのは当局も事前に連絡があるので、把握できると思うのですが、この説明会に来なかったり、説明会には来たけれども、入札日に参加しないというところについては、何かのペナルティーみたいなものが発生するのですか。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** まず、入札に参加する、しないというのは、企業側の自由意思に任されていますので、こちら市側としては、こういった事業がありますということで、御案内していて、実際には会社側も手持ちの工事とか、そういったものがあって参加できないとか、積算が見合わないというような形で、出せないということで、ちょっと理由はあるかと思うのですが、こちら側から、例えば入札に参加しなかったということで、ペナルティーは課しておりません。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 応札をしてくれなかった、辞退をしたというところは、今後もやらないでくれということではないわけですね。

○**桃原朗 委員長** 契約検査課長。

○**契約検査課長** この案件については応札に応じなかった、入札できなかったというのですか、応札しなかったということで、またほかの様々な事業とか、会社のほうでできる事業もあるかと思しますので、そういったものは、参加は可能ということにしています。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 分かりました。会社でも優先順位をつけて入札に応じるという、自由意思があるというふうなことで理解をいたしました。

この資料で、特に7つですか、7か所の倉庫の場所を、7か所に決めた理由というのですか、そこら辺は発注者としてどういうふうに決めたのか、その理由、根拠をお願いしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** ただいまの御質疑にお答えします。まず、表の契約概要というところにございます、括弧書きの令和元年度設置、嘉数中、真志喜中、そして括弧書き、令和2年度設置、普天間中、宜野湾中、大山小、長田小、志真志小、これで令和元年度と令和2年度で合計7つになりますが、宜野湾市内には13の小中学校があります。3年計画で13の小中学校に設置を検討しておりますが、1つだけ小中学校の中で津波災害警戒区域にあるはごろも小学校、こちらだけは、しばらくちょっと設置に、調整に時間がかかり、それ以外の12小中学校は、本年度の設置で終了となります。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** はごろも小学校は、いつ頃結論を出すのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** はごろも小学校は、確かに恐らく岸本委員おっしゃるように、例えば災害は、津波以外に土砂災害であったり、地震災害といった、その指定避難所にはごろも小学校はなっています。ただ、津波が発生した、その災害のときには、津波浸水想定が5メートルから6.6メートル、はごろも小はなっております、それより高い地点に設置しなければならないという課題を抱えております。この裏面の写真を御覧になっていただきたいのですが、一般的に大きな災害が起きると、地域の皆様は小中学校の体育館に避難し

てまいります。その体育館の入り口横辺りに全て防災備蓄倉庫を設置して、中に食料品、水、発電機、そういったものを備蓄しております。

はごろも小の場合は、体育館の横は、津波の浸水想定区域に入っているものですから、屋上に置くとか、そういった強度計算など観光防災の補助で見られない様々な委託業務も出てくるものですから、そういったものも財政部門と相談、協議をしながら調整していきたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** この倉庫に入れる予定のものというのは、説明の中にもあるのですけれども、この大きさ的には、そこの地域ごと、自主防災の幾つかのエリアで活用する、避難をしていくという場所になるので、要は食料とか、様々なものを、予算措置ができて、そして追加の備蓄品をここに収納しようとしたときに、例えば今想定しているもので、もういっぱいだと。容量というのですか、余裕というのですか、今入れるものがないですということなのか。どのぐらい、この倉庫、現在は、予算的にはというか、備蓄品とかあると思うのですけれども、ただそこら辺の、まだ余裕があるのか、半分ぐらいは、まだ活用できますよということなのか、そこら辺の説明が全くないので、どう考えているのか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** まず、沖縄観光防災力強化支援事業費補助金でございますが、令和元年度から令和3年度までの、先ほど説明しました3年計画でございますが、国庫補助で、こちらの補助を受ける前提として宜野湾市にどれだけの観光客が来るのかという事前の下調査というのがございます。宜野湾市には1日当たり1,470人、観光客が滞在しているという数字を算出しまして、その人数を基に備蓄倉庫の数であったり、例えば備蓄食料や飲料水、毛布、災害トイレ、ガス発電機、仮設照明器具、そういった補助で購入できる物品というのが決まっております。今、岸本委員が質疑された、この倉庫にまだ入る余裕があるのかということですが、1,470人が避難してきて、そこで活用する備蓄品という数が、上限がありますので、大きな倉庫であります、10メートルの倉庫もあるのですが、宜野湾市の選択としては市内56の避難所がございますので、その56避難所に満遍なく置ける、小型タイプの倉庫にみんなで、地域の方々が、これは大きい声では言えなかったのですけれども、観光避難民という用途があるのですけれども、地域の方々も使えるような、そういった全ての備蓄品を入れるようにということで進めてきております。ですから、備蓄倉庫の余裕は、3分の2ぐらいは観光防災で購入したもので埋まっております。3分の1ぐらいは空いているというふうに認識しています。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 今の件で、追加でちょっと聞かせていただきたいのですけれども、今の最後、お話ししてもらったとおり、沖縄観光防災力強化支援事業で観光客が対象なのだけれども、最後に地域住民も対象にという、私はやはりそれだけ12の倉庫、観光客だけというものではないと思っておりましたが、1つ確認させていただきたいのは、今地域の方々の使う倉庫というのであれば、観光客が多いのは西海岸地域に泊まれる方が多いということなのだと思うのですが、全12の小中学校に合わせてありますよね。それは地域の方々も使うということの前提だと思うのですが、先ほど質疑があったと思うのですけれども、はごろも小学校にはないと。

ですから、私これはちょっとぜひはごろも小にも検討していただきたいと思っているのですけれども、この中にいろいろ備蓄される発電機とか、いろいろ食料とか、そういったのは動かさない部分、定期的に動かしたり、要するに使うというのが前提になっていると思うので、その使う前提が、例えばほかの中学校、小学校の方々、子供たちにも見せながらやったりすると思うのですよ、私の考えでは。

そういったものを、災害時の訓練みたいなものも各小中学校ではできるけれども、はごろも小学校だけできないというのは、やはり何か津波の関係だとおっしゃっておられましたけれども、津波だけではないので、ぜひはごろも小学校のほうにも公平性という観点から、子供たちにも防災への教えとかという観点からも、この国庫補助は今年度で切れるのですけれども、他の補助とか、そういったものも検討しながら、ぜひはごろも小学校にも倉庫、これも観光客ではない、子供たちとか、地域住民も使うという観点から設置していただきたいのですけれども、今後御検討されるのか、確認させてください。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 今年度も、令和3年度までという前提がありますが、沖縄総合事務局であったり、41市町村のほうで国へ継続をしてほしいということで、要請は出しております。継続が前提ということではあるのですけれども、市民防災室としては、今、平安座委員が提言されたように令和4年度、はごろも小学校に防災備蓄倉庫要求の事業立てはしてございます。ですから、観光防災の事業が令和3年度で終了ですよとなったとしたら、また別の一括交付金だとか、それ以外でしたら、結構補助率は低いのですけれども、そういったことで、事業の公平性の観点から防災教育に生かせるように設置の検討をしたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ありがとうございます。財政が厳しい宜野湾市ですけれども、12の小中学校には設置されているので、公平性を考えると、宜野湾市としても、ぜひはごろも小学校に設置できるように頑張っていたきたいなと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** すみません。今の質疑の続きで、はごろも小学校、要は倉庫を設置したい、やっていないという状況なのですけれども、備蓄自体はあるのですか。備蓄は何かしら学校にもともとある、倉庫とかに備蓄はされているのか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 市内に56避難所の一つとしてはごろも小学校はきちんと設置していますので、ガス発電機だったり、食料品、そういったものは今年度で購入はします。ただし、こういったガス発電機、災害用トイレ、購入は今年度購入になります。置き場所のほうを、例えばさっき言った12小中学校の倉庫に薄く満遍なく、ちょっと置かせていただくことになるのか、または市役所の庁舎のほうに、はごろも小の補助も受けていますので、購入した分をどうするかは、そういったことで、今検討しております。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 先ほどの質疑のやり取りの中で、はごろも小にも必要性はあるという答弁だったのかなというふうに思いますので、これは令和3年度までの事業ですけれども、今後設置できるようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○**桃原朗 委員長** よろしいですか。

○石川慶 委員 はい。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 入札者及び入札結果（経緯）一覧、議案書の10ページ、再度ちょっと辞退のほうはかなり多いものだから、その理由をもう一回聞かせてください、辞退する理由。

○桃原朗 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 まず、辞退の理由なのですが、必要な技術員確保が困難であるということで、人員の確保が困難という理由については5社ありました。

それから、見積りが間に合わなかったためという業者さんが1社です。

あと残りの1社は、会社の都合により辞退となっております。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 辞退は、それぞれ理由があるのかなと思うのですが、今回フレームワークさんが落札されたのですが、これは全部で14業者があるのですが、今回3回目ですね。その都度同じ業者、入札する業者は14業者で決まっているのですか。

○桃原朗 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 まず、今年度の14社については、CとDの区分の業者が、ちょっと7社、7社だったということで、14社になっているのですが、令和3年度については、この建設工事の業者の、2年に1回あるのですが、格付の年度が。今年は、令和3年度、令和4年度の格付の年ということで、新規に入った業者さんもいたので、ちょっと去年の指名ですかね、前回の指名とは、ちょっと違う業者が指名されているということになっております。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 おおよそこの業者で。

（何事かいう者あり）

○知名康司 委員 というのは、前回資料の中で、令和元年度が嘉数小学校、真志喜中学校が決まっていますよね。その後に令和2年度設置が普天間中、宜野湾中、大山小、長田小、志真志小学校という、設置されているのですが、この令和元年度、また令和2年度、同じ業者が落札された、落札というか、入札がされたことになるのですか。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 知名委員の御質疑ですが、令和元年度の指名業者は11社です。令和2年度も11社です。令和3年度から登録業者の、また申込み期間になりましたので、令和3年度からは変わっていますが、令和元年度と令和2年度は11社になっております。中に入っている業者は一緒です。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 というのは、最初の理由を聞いた、技術員がいなくて、見積りが合わないというのがあったのですが、何か今回の理由は、そういう理由なのですが、この業者も前回は入って落札された業者がいるのですよ、できたのですよ、結局は。最初の令和元年度の2か所、次の令和2年度の5か所分も、この業者の中でできたということが、ちょっと理解しにくい。あの時点では、では技術員がいて、見積りも出しきれた。今回はできなかった。その都度、その都度変わるものなのですか。

○桃原朗 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 こちらの想定というか、そういう理由であろうということで、想定でお話をするのですが、CとD区分についての業者さんについては、下請に入ったりする業者さんになるかと思います。民間の工事、公共の工事も含めて、この倉庫設置工事についても技術的な人員が配置できないというのは、企業、業者側のちょっと都合というか、そういったものもありまして、入札、指名したから、辞退できないというわけではないので、この時点では必要な技術員を確保できないということでの理由として、こちらは受け止めてはいるのです。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 例えばそれぞれの入札の金額は、ちょっと分からないのですけれども、それを計算して業者・・・この金額自体は、ほぼ同じ額、倉庫に関しては。最初の金額と比較して。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 令和元年度は2基、令和2年度は5基なのですが、それぞれの契約額をお答えします。令和元年度は2基で1,573万円、令和2年度は5基契約で3,905万円、おおよそ700万円から800万円ぐらいの間というふうに受け止めてございます。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 内容は理解しました。では最後に、倉庫だから、どうしても備蓄になる資材がありますよね、入っていますよね。これは災害時に活用されると思うのですけれども、ない場合はずっと保存されたまま、倉庫の中にあります。食べ物ではないのはいいのですけれども、備蓄食料は、どれぐらい保存が利くのか。あとは、期限が切れたら、期限があるはずですが、期限が切れたらどちらが負担するのか。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 この各小中学校に置いている防災備蓄倉庫なのですけれども、先ほど説明したように災害トイレとか、ガス発電機とか、投光器とか入れてございます。そして、知名委員がおっしゃった備蓄食料と飲料水を入れておりますが、備蓄食料は今現在最長のものが5年保存のものです。飲料水に関しましては7年ほどになっております。これの備蓄の期限が切れる前に、これまでも訓練等で使っているのですが、今回これは沖縄観光防災力強化支援事業補助金で購入したものでございますので、こちらが切れるときに買い換えするものに関しては、今現在これは課題で、市民防災室内でも、期限が切れるときに、どのような補助金を使って買い換えをしたらよいかということで検討を進めているところです。

○桃原朗 委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 よろしいですよ。おおよそ理解しました。ありがとうございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。こちらの後ろの資料の、いただいた説明資料の一番後ろの写真を見て、この倉庫を設置して、コンクリっぽく見える、要は土の上に直接置いているわけではなくて、多分安定性的なものに置かれているようですが、この入札された金額の中にも、そういった土台といいますか、設置も含まれているのでしょうか。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 こちらの防災備蓄倉庫の基礎になる部分というか、基礎の工事、そして倉庫を固定する、



そういったところまで全て含んだ契約になっております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。あと、先ほど建築物とおっしゃっていたのですが、これは建築許可も必要になってくるのか、その辺りの申請、恐らく費用等もかかってくると思うのですが、そこらも含まれているという理解をされていますか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 建設業法には、建築物を1,500万円未満であれば建設業法の許可を受けた業者でなくてもよいというような規定がされておりまして、この場合でしたら、防災倉庫は、先ほど説明したように建築物に当たるという認識のもと、実際に価格は1,500万円を超えておりますので、建設業法の許可を受けた市内業者、工事業者に工事、そして購入という契約ということで発注をしています。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 設置する業者の認定はあると思うのですが、例えばそういった建築物を建てる時に行政に建築許可を受ける必要があると思うのですが、こういったとき発生する費用も含まれていますかという質疑、そちらをお願いします。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** こちらも学校内に建てたということで、市民防災室は、こういった建設行政に、そこまで所管していなくて詳しくないものですから、建設のほうと協議して、助言をいただきながら、学校内に増築という形で、建築許可は要らないということで、そのまま発注しております。

ですから、設計費用のことをおっしゃっているのかと思いますが、建築許可関係の、そういった許認可というのも不要ということで発注しております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 分かりました。ありがとうございます。では、中身の補充といいますか、というのは、宜野湾市のほうで行うのですか。それとも学校側でやる可能性もあるのですか。そちらを説明ください。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** この防災備蓄倉庫は、先ほどもあったように防災の教育、または地域の皆さんの訓練であったり、防災倉庫を開くだけでも、災害時にこういったものが入っているということで、訓練の教育の一つになると考えております。ですから市民防災室は副の鍵は持っているのですが、正の鍵は学校の校長、副校長に預けて、いつでも教育、また訓練で使えるようにしております。

そして、コロナ禍の集中管理、または先ほど言った食料の期間が5年、飲料水が7年なのですが、その入替えに関しましては、市民防災室のほうで責任を持って、今後も引き続き続けていくことになっております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。ということは、この倉庫の管理者は小学校の校長先生と教頭先生になるという考えであっていますか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** この管理者というのが、ちょっとあまり詳細は、ちょっと把握していないのですが、例え

ば倉庫の破損であったりとか、そういったことに関しましては、市民防災室のほうでは維持管理、または修繕等を行っていきたいと考えております。ただ今でもなのですが、小中学校の防災倉庫の中に入れたりする際、学校の許可を得て入って、いろいろ作業をしております。実質の管理者は小中学校というふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。令和元年度から既に設置を始めているというのですけれども、こちらは既に稼働しているという認識でよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** おっしゃるとおりで、食料や、こういったもろもろ全て入っております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。学校で教育に生かすというのは、すごく素晴らしいことだと思うのですが、先ほど室長がおっしゃった、地域との連携というのは大事はところで、実際想定されていると思うのですが、地域との連携だとか、例えば訓練だとか、そういったことは学校の校長先生とかは認識されていらっしゃるでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** この防災倉庫が完成して中に備蓄品を入れた際に校長、教頭、それから防災の担当の教員も交えて、中にこういったものが入っていますという説明をしながら、もちろん防災教育に使ってくださいという説明はしております。問題は、では地域の皆さんとの連携であります、まだ自主防災組織にも、そういった同じような資機材というのは備蓄はしていつているのですが、例えば学校の近くにいる地域の方々が、ここに防災倉庫があるよという周知、普及に関しては、ちょっとまだまだ弱い部分があるかなと感じております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ぜひその辺は丁寧にといいですか、地域の方とも一緒に取り組んでいただければと思います。

最後、資料の写真からなのですが、どうしても子供たちの感覚でいうと、後ろの塀とか、隣のフェンスとか、うまく使って、よじ登ったりできそうに見えるわけですが、市民防災室から言う話かどうか、ちょっと違うかもしれないのですが、ぜひ学校の先生方とともに、子供たちの安全というのは注意していただくように、そこも連携していただければと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 1点確認です。いただいた資料の防災備蓄資機材倉庫についてという、大きな2番の③に観光客の安全と安心を確保するために外国人観光客を含む観光避難民への食料備蓄など、防災力強化を推進する必要があるとあるのですが、実態として、ではその該当者がなりました。この小学校に地域の市民が避難してきました。そういうときにも、この物品というのは利用できるのですよね、観光客ではなくて。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** こちらは平成30年度にその事業が走り出す前に、市町村からも何度も確認、沖縄総合事務局のほうに確認してまいりました。あくまでも目的は、沖縄県は観光地として、こういった本土よりも備蓄

率が低いということから、観光客が、もし災害に遭ったとしても避難ができるようにという目的で備蓄の補助金として進めてはいくが、万が一大きな災害があったときには、観光客や住民というような、そういった分け隔てはする必要はない。しなくても地域で使えるようにオーケーですというようなことは確認しました。

○桃原功 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 お願いします。まず、5基の納入予定日はいつ頃予定していますか。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 令和4年1月末が納入期限というふうにしています。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。1か所気になっているのですけれども、普天間小学校、今建て替えているのですけれども、先ほど倉庫の工事は増築扱いとしてやっていくという説明があったのですけれども、この点、今の普天間小の建て替えの工事と今回のこの事業の絡みとかは大丈夫なのかなということを伺いたい。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 普天間小学校は、建て替えの計画があるということで、当初から認識はしておりましたので、教育委員会の施設課とずっと協議を重ねてきました。本年度設置する場所は、体育館の横ではなくて、ちょっと……

(何事かいう者あり)

○市民防災室長 校舎の工事に、やはり支障が、ということが協議の中で見えてきまして、一旦幼稚園側の運動場の少し上がったところ、仮で設置して、最後に校舎が出来上がってあとに、教育委員会の工事費のほうで移設をするということで、現状話を進めているところです。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。確認なのですけれども、この事業では仮に設置して普天間小学校建設後に教育委員会の別の予算で戻すということによろしいですか。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 おっしゃるとおりです。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。これは仮で設置するとあったのですけれども、置いておくだけとか、実質使うように、基礎をもって、同じような状況をこの事業で行って、さらに予算をかけて移すということですか。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 上里委員のおっしゃるとおり、会計検査もありますので、ほかの倉庫と同じように倉庫の基礎を造って、そこにきちんと固定するという工事で進めてまいります。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。この事業というのは、先ほど説明があったのですけれども、国庫補助でやりますよね。普天間小学校も多分そうだと思うのです。ここに2つの事業が並行していることに対しては、

手続等は大丈夫ですか、その辺確認させてください。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 教育委員会の施設課、いわゆる小学校の建て替えの工事のスケジュールの中で工事に支障のないようにということで、令和3年度、本年度に備蓄倉庫を設置することになりました。ですから、そういった工事の期間が重複のないようにということの調整は済んでおりますので、こちらのほうは大丈夫という認識をしております。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。最後に確認したいのですが、今工事に支障はない、ですね、工事については。事業についても別なので、重複しているわけでもない。これは大丈夫ということなのですか、先ほどあった、今回の事業において、普天間小学校に倉庫を設置する。その後、建設後に、説明があったのですが、国庫の補助を使った際に掘り起こしを何年とか、工事着工後、会計検査をして掘り起こしは3年、5年でしたっけ、そういったものにも小学校建設に支障はないか、確認したい。設置しますよね、設置したものを普天間小学校建設、完成した後に移すという、あったのですが、この移す手続ですね、国庫補助を使って建設して、小学校を建設するのですが、すぐ移しても大丈夫なものなのですか。その前提で事業をやっていくということで理解してよいですか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 今後も、もしかすると、市内の小中学校が、建て替えがあるときにこの普天間小の事例で教育委員会施設課とこういった課題の共有ができたのは幸いかと思っています。今後も、そういった事例が、もしかしたら起こるかもしれないのですが、この防災倉庫のほうは、そのまま滞在するのではなくて、倉庫自体は、そのまま完成品として移動ができる倉庫になっているので、移設をするに関しては、今後もあるだろうという前提で協議を重ねておりますので、一旦普天間小に関しても校舎が出来上がって、それから本来の体育館の横に、またはほかの小中学校も体育館の建て替えというの、恐らくもしかすると、どこかにあるかもしれないのですが、そういったことも把握しながら、補助元ともこの辺りはオーケーもいただいておりますので、そういったことで、移設をするということで話を進めております。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 最後、確認なのですが、会計法上も全然大丈夫、事業に支障はないということでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** あくまでもこの基礎が建築物の一つとして、きちんとした建築基準法にのっとりた強固な基礎で、上のものを固定しているという状態が、きちんとした完成品であれば、移設したということがあったとしても大丈夫ということで了解は得ております。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございました。以上です。

○**桃原朗 委員長** 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第67号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午前11時59分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午前12時00分)

---

○**桃原朗 委員長** 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後12時00分)

#### ◆午後の会議◆

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

#### 【議題】

**陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情**

#### ～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情を議題といたします。

今回の陳情第53号の趣旨は、記の箇所によると、1、各種審議会委員や管理職への積極的な女性登用について、さらなる取組の継続、1、女性の人材育成につながる研修の充実と活動を強化するため補助金を増額、1、男女共同参画支援センターふくふく及び人材育成交流センターめぶきの無線通信環境(Wi-Fi)の整備促進、1、情報通信機器(スマホやパソコン等)の使用をサポートする地域支援の仕組み化という内容となっております。

同陳情の審議に当たっては、まず当局より現在の状況及びその対応について伺って、その後質疑に移ってまいります。

それでは、当局より現状と対応について御説明をお願いいたします。企画部次長。

○**企画部次長 委員長**、ちょっと確認なのですが、今4つあるのですが、1つちょっと部が違うものもあるものですから、上から順番の説明ということでよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** はい。それでよろしいです。

○**企画部次長** では、各種審議会委員、管理職への積極的な女性登用について、さらなる取組の継続は総務部のほうから説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

(執行部説明省略)

○**桃原朗 委員長** それでは、御質疑のある方は挙手にて御質疑をお願いいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 説明ありがとうございました。一つ一つもう少し確認していきたいと思います。管理職の女

性登用の件についてですけれども、先ほど令和3年4月時点で22人で9%ということで説明いただきましたが、ごめんなさい。

その前に、この陳情というのは、市長にも届いていますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 文書の宛先は市長となっております。

○**桃原功 委員** 議会にも来ているものですから、議長に。

○**企画部次長** 当局への宛先は市長となっております。

○**桃原功 委員** 市長にも議長にも届いているということで確認ができましたので、比較的登用率の高い位置にあるということで認識はしました。

ちょっと分かりにくいのが、他自治体を含めて第3位ということでありました。南風原町、浦添市に次いで第3位、41市町村中6位という、この3位と6位の違いというのは何ですか、もう少し説明いただけますか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。6位というのは、市町村の審議会委員、例えば各種検討委員会等々市町村において部局ごとに持っていらっしゃると思いますけれども、その審議会の委員、例えば固定資産評価審査委員とか、あと個人情報の検討委員会とか、そういった類いの委員の中での女性の登用率が、比率が41市町村の中では第6位、当市においては33.1%、令和2年4月1日現在の比較になりますけれども、そんな状況となっております。この比率が一番高いのは嘉手納町さんで41.8%となっております。これは審議会の委員の比率でいくと、そういった状況です。管理職、これとは別に管理職が、先ほど言ったような3位の状況です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** よく分かりました。ちょっと壁とか、いろいろあって、一番遠いところで聞こえにくいものだから。すみません。よく分かりました。この登用率というのは、令和2年に比較して0.8%上昇はしているのですけれども、市の目標値というのはあるのですか。こういったのは毎年設定されているのですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 市のものとしては、第3次宜野湾市男女共同参画計画「はごろもぷらん」、この中では、市職員の管理職が占める割合は、目標年次が令和6年ですけれども、それは30%となっておりまして。これを策定した平成26年度のときには20%、令和6年度において30%の目標を立てております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、このはごろもぷらんの目標を目指して進めていくということで認識いたしました、30%目標に向けて。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** この目標に向けて取組を現在しているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 毎年新規職員を採用されていると思うのですけれども、男女比というのはどうなのですか、職員の男女比というのは。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**企画部次長** 今回4月1日時点で採用された新採用、新規の採用職員につきましていいますと、令和3年度採用20名でございます。20名中8名が女性となっております。これは筆記の試験の部分も反映しますし、面接での試験並びに作文試験等々も踏まえた上での結果となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 20名中8名というと、過半数には届かないけれども、これは男性だから、あるいは女性だからということではなくて、成績に応じて採用しているということによろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 成績並びに人物評価というところで、お考えいただければと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。あと、2番の女性の研修というのも、聞き取りにくかったところもあったのですが、コロナ禍で、応募をかけても、なかなか集まらないということだと思うのですが、補助金の増額というのは、推移として過去近年5年ぐらいで、補助金の金額の推移は伺えませんか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 先ほど2つの事業をお話ししましたが、1つの女性海外セミナー派遣事業については9万6,000円で、ここ数年変わっていないと。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** この事業に取り組んだのは、もう大分になりますけれども、当初から9万6,000円、ずっと同じ額です。県内研修派遣につきましては、各年度の実績、前年度の実績とかというふうには実績を見ながら、あと参加者の要望、人数とか、そういうのに合わせて予算はキープをしています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今の説明は派遣研修事業の予算ですね。

○**市民協働推進課長** はい。

○**桃原功 委員** この団体が言う補助金の増額というのは、そのことを要望しているのですか。例えば女団協に年間の補助金をもうちょっと増やしてほしいとか、そういうことではないわけですか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** この文面からは、研修の充実、これは私たちとしては、研修費用ということと、女団協の活動補助金ということで、2つの要望があるのかなというふうに捉えています。これは例年同じ内容になっていますので、ヒアリングの中でも、そういった意見交換の中で、そういったお話がありまして、桃原委員が御質疑されている補助金につきましては、団体育成補助金という女団協の活動に対する補助金ということになりますけれども、これにつきましては、先ほどのまだ答弁では入っていないで、18万3,000円ということで、交付をさせていただいています。この金額につきましては、平成27年度から同じ金額で計上しています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これは2番と3番、4番は関連するのかなと思うのですが、結局1年半のコロナ禍で旅行、あるいは視察研修というのは、ほとんど実施できていないですね。これは女性団体だけでなく、

どの団体もそうだと思うのですけれども、それで議会にもよくポストに入っているのはオンライン、あるいはリモートでいろいろな研修をしませんかという議員に案内が来るのですけれども、そういった類いで、この女性団体の方々も3番のWi-Fiの整備とか、あるいはパソコンの充実だとか、要はリモートで研修事業に参加できるような施策を推進してほしいと思うのかなと考えているのですけれども、その辺というのは、この団体が陳情書を持ってきたときに意見交換とかされているのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 陳情で市長を表敬されたときには、市長表敬の時間も15分というふうに、コロナ感染対策で限られているものですから、ほぼ新役員の挨拶というところでしかできなかったのですが、こういった陳情の要請についてまでの深い話は実際はされていないのですけれども、ただ私たちは女性団体連絡協議会とは密に連携を取っている間柄でありますので、それは男女共同参画推進施策については、一緒に推進を、協力をさせていただいている団体ということで、その中で、こういった課題についてもお話は伺うことはできました。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 3番目のWi-Fiの整備促進というのは、ふくふくとめぶきということで限定された書き方になっているのですけれども、この2施設以外に市役所とか、あるいは図書館とか、市の公共施設でWi-Fiが整っている施設はありますか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 中央公民館の3階のほうにパソコン研修室という施設があります。施設が整っているところですね。私たちも市民向け講座などでは、そういったお部屋を使わせていただいたりするのですけれども、一般市民が、もちろん利用できる施設になっています。ただ、このコロナ禍において施設自体が今休館を強いられていますので、それができないという状況になっています。貸出し、お部屋の……

○**桃原功 委員** 環境自体はありますかということ、あるのですか。

○**市民協働推進課長** あります。研修室ということで、市民会館の中にある中央公民館の部分、3階のほうにパソコン研修室があります。

○**桃原功 委員** それは研修室ですね。

○**市民協働推進課長** はい。

○**桃原功 委員** 私が聞いているのは、公共施設にWi-Fiの環境は整っていますかと聞いているのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** すみません。全ての施設は把握していませんので、それはちょっと確認をして、先ほど市民協働推進課長がおっしゃったのは、今私たちが実際使っている講座だとか、そういったところを活用して、女団協さんとそういったこともやったものですから、それで今、確実にある部分は、そこだけと、ちょっと今回答しかできないのですけれども、後で確認をしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 申し訳ないです。Wi-Fiの整備がされているというところでは、今、公共施設ではないというふうに思います。ただ、有線で、こういった研修に望むことは可能ですということで、答弁させ



ていただきます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この3番の要望というのは、無線の通信環境を整えてほしいということなのですが、その辺皆さんの計画としてはあるのですか、公共施設へのWi-Fi設置の導入というのは。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今、確実にちょっと把握はできていませんので、実際そういったWi-Fi、さっき有線の話もしていましたけれども、例えば各公民館とかつながっていると思うのですが、それ以外の施設については確認していきたいと考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。これは女性団体だけでなく、市民が、もうそういう時代になってきているので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

4番の情報通信機器については、宮城政司委員が専門ですから、代わりたいと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしく申し上げます。ふくふく講座は、今オンラインで開催していただいているのですが、あれはもともとコロナ禍でなければ、ふくふくだったり施設を利用して開催されていきましたよね。あのオンラインで講座をやるときの撮影場所といいますか、どこでやってますか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 宮城政司委員の御質疑なのですが、ふくふく講座を全てオンライン化は、まだできていないのです。できれば、私たちは対面でという、そうすると、コミュニケーションが取りやすいので、会場の皆さんと講師ということで、対面で接してきたのですが、コロナ禍が2年間続いていますので、いよいよオンラインでということで、可能な場合はオンラインに替えていく今途中です。その場合には、講師の方の事務所だったり、御自宅、私たち事務局側は庁内の少しだけWi-Fiが、例えばここでもありますが、Wi-Fiが完備されている、少しずつされているところがありますので、そのお部屋を借りて行っています。ですので、めぶき発信ではないのです。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** いろいろな工夫をして、本来は対面のほうがいいというのは本当に実感は私もありますが、それができない状況なので、代替ということで、オンラインが活用されているというのは、すごいいい工夫だと思っています。ふくふくでやれたら、よりいいかなと思ったのですが、実際講師の先生が事務所を持っている方と持っていない方といらっしゃると思いますし、職員の皆さんもあらかじめ決まった場所でやれたらいいなと思ったのですが、今庁舎のどこか決まったところがあるか分からないのですが、そういう観点でもふくふくが整備されているといいなと思ったのですが、すみません。一緒になるかもしれないのですが、利用者もあったほうがいいのかという要望があつて、当局としても何とか整備できるようなやり方とかも検討したりしていただいているという理解でいいですか。やれるかどうかは、ちょっと分からないけれども。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** この両施設へのWi-Fi整備につきましては、私たちも関係部署との調整を重ねなが

ら、一番大事なのはセキュリティーの問題です。外に漏れたりとか、あとは誰でも使ってしまうような、例えばWi-Fiの電波というのですか、それを勝手に使われてというのが、警察との調整とか、そういったものも何かあるというふうに聞いていまして、だから一番大事なのは、安全性というところで、私たちもそこには留意しながら、いい方法はないかということで模索中です。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そこはすごく大事なところだと思います。ただ、ただというか、当局にはエキスパート、IT推進課の皆さんがいらっしゃるので、そこは連携等、協力等をお願いできそうですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 宮城政司委員がおっしゃるようにIT推進課とも調整をして、セキュリティーが問題ないようにできるように、どのような方法というのは、これからやはり検討していかないといけないということで、協力依頼もしているところです。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。先ほど次長から説明があったとおり、海外の研修は中止、そして県外に関しては希望者がゼロという……

○企画部次長 海外が県外に代わって募集がいない、募集がというか、希望者がいない。

○宮城政司 委員 希望者がいないということで、今のコロナ禍の状況を考えたら、それもすごく当然な流れかなと思えるのはあります。そのためにも、やはりオンライン活用ということは大事になってくると思うので、ぜひ当局の皆さんにも御支援していただきたいなと思います。よろしくお願いします。以上です。

（「資料請求を」という者あり）

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 資料をお願いしたいのですが、今回女性の人材育成につながる研修ということで、先ほどの説明で女性の翼、男女共同参画行政推進事業、毎年あるということですよ。過去何名派遣して、どういった研修を受けているかという一覧、もちろん補助金を出しているから報告もしていますよね。そういった内容の一覧表があれば欲しいのですが、できれば持ち帰って、どういった活動をしたという、そういった実績もあれば教えてほしいなと思います。資料の請求よろしくお願いします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 資料の提供をしていきたいと思います。一応今ある情報の中では、海外のものについては、去年はコロナが出てきましたので、昨年度は中止になっておりますけれども、令和元年は実績としては台湾へ2名、あと平成30年度にはアメリカ、平成29年度はニュージーランドという形で、人数も1人行ったり、2人行ったりという形で変動があります。こういったのも資料で提供していきたいと思います。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 お願いします。どこに行ったというのは聞いたのですが、どういった研修を受けたか、そういったものも、ぜひ添えてお願いします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 資料を整えて提出したいと思います。

○石川慶 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 今、石川委員が資料を請求したので、もう一点追加で確認というか、お願いしたいのですけれども、この男女共同参画支援センターふくふく、めぶき、年間どの程度の方が活用されているのかという資料があれば、ちょっといただきたいのです。例えば女団協の方たちが使っているとか、それ以外の市民の方々が使っているとか、ふくふく講座はよく文書が入っているので分かるのですけれども、そのほかに年間こういった活動で使われているのかというのをちょっと知りたいもので、その資料も一緒にお願いしたいと思います。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 資料は提出していくのですけれども、実際令和3年度、令和2年度は使用禁止になっているところも多いですので、もしあれだったら令和元年度、そういったところの資料のほうが実績としてはあるかなと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。では、使用禁止の前の2年分ぐらいもらえれば。よろしく願いいたします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 では、令和元年度をちょっと中心に資料提出していきたいと思います。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 1番目の管理職のパーセンテージなのですが、宜野湾市役所の職員で男性は何名なのですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 令和3年度でよろしいですか。4月1日時点におきまして、管理職総数83名でございまして、男性が64名、女性が19名で、割合として22.9%となっております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 管理職を100%としたときに、100名いたときに22.9名が女性の管理職であるという捉え方ですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 割合。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 うん、割合。

○人事課長 仮に100名とした場合には、そういったことになります。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 職員で男性の職員、女性の職員、どのぐらいいらっしゃるのか、女性の比率はどのぐらいなのか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 総数からの女性、男性の割合ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○人事課長 令和3年4月1日時点における職員全体総数といたしましては733名でございます。そのうち男性が445名、女性が288名となっておりまして、割合として女性の割合が39.3%となっております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 39.3%、男女の比率。この288名の中で、人数が、管理職の枠があるから関係ないな。要は228名もいる、全員女性職員で、女性の管理職で可能性もあるということですよね。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 管理職におきましては、私どもは当然市長、副市長の意見もいただきながら、人物評価もありつつの登用となっておりますので、女性全員が、というのはなくはないですけども、ゼロ%ではないでしょうけれども、すみません。説明しづらいのですが、あるかないかと言えば、なくはないしかお答えできないです。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 あとは、能力といいますか、その人の持っている力だと思いますけれども、うちは、今ここでは女性の登用ということで、パーセンテージを出していますけれども、よく見ていたら、大体年功序列なのかというふうな感じがするのですけれども、あまり下克上はないような感じがするのですけれども、2段跳びの人事というのは、ほとんどないので、急に平から課長になりましたという例はほとんどないと思っていますのですけれども、女性も、先ほど言っていた採用の年度によって人数も違うので、やはりその年度内での要するに割合なのかなという、これは上がる可能性があるかないか。そこで、女性が採用年度で少ないとき、もしあった場合には管理職への登用率は低くなっていく可能性は、それはないですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 御質疑にお答えしますけれども、その方のスキル、管理職として今後職場での立ち居振る舞いとか、管理する能力がありか否か。あと、人事評価制度の内容等々も踏まえて、市長、副市長の意見もいただきながら、管理職としての登用の可否について整理してございますので、採用人数の多い、多少で、それが影響するということはあまりないかと、私どもの今の認識ではあります。あくまで人物評価、その方の能力がどのように判断されるか。また、結果につながっているのかなと認識してございます。

○岸本一徳 委員 今733名中、大体比率は39.3%ですから、6対4ぐらいの比率で、男性、女性の職員が。これには会計年度任用職員は入っていないよね。管理職を含めて職員の純粋な数ですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 今の733名は、あくまでも正職員のみでございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それから、各種審議会ですね、女性が入っている割合というのは、これは統計出ているのですか。幾つの審議会があって、それぞれその審議会の中に何名ぐらい活躍している女性が参加をしているというような。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 審議会の数については、令和3年4月1日現在で44ございます。委員の総数は438名、そのうち女性委員が154名で、女性の割合は35.2%となっています。以上です。

○岸本一徳 委員 分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかになければ進行してよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の陳情第53号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時45分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時00分)

---

### 【議題】

請願第12号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願

### ～質疑・答弁～

○桃原朗 委員長 次に、請願第12号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願を議題といたします。

今回の請願第12号の要旨は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の即時廃止、同法が仮に施行される場合の最低限の歯止めとしての臨時的対応を求めること、この2点について意見を政府に提出してほしいとの内容であります。

同請願の審査に当たっては、まず当局より法律の内容等について伺い、その後質疑を行ってまいります。

それでは、当局より法律の内容等について説明をお願いいたします。総務部次長。

(執行部説明省略)

○桃原朗 委員長 ただいま次長より説明がございましたけれども、質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。これは、この間の国会で成立して施行されるのが来年の何月からというふうに聞いていますけれども、この請願の中身のほうで、私の認識は、今の国会答弁のほうはちょっと分からないのですけれども、これはある意味、重要土地、要するに防衛に関わる自衛隊基地とか、あと通信等のある施設の周りを海外からの購入、要するに届出制、使用の目的等を制限したり、確認したりするための法律というふうに伺っております。

これが必要となったのが、北海道等の自衛隊基地とか、広い土地等が外資によって購入されているとか、あと九州の長崎の自衛隊基地の周り等でも、そういったことが起こって、どうにかこういったのを国が周知する、把握するための重要土地周辺の法律だと認識していますが、この請願の中身、これが沖縄県は基地がたくさんあるから、その基地等の周りが、要するに個人の土地とか、そういったものまで全て含まれるおそ

れがあるというふうにならなっているのですけれども、国会では、多分それは否定されていたと思うのですが、総務部のほうでは把握されていますか。要するに普天間基地の場合、1キロ以内は全て規制の対象になるというような、国会では否定されていたと思うのですけれども、その辺ちょっと把握しているのか伺います。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 平安座委員からの御質疑ですけれども、国会における沖縄の基地が該当しない答弁があったかというのは、把握はしておりません。全て確認できているわけではないということでございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 確認が取れていなければいいのですけれども、これは法律の中身には、要するに特定施設について、具体的にいろんなのが書かれていて、注視区域なのか、特別注視区域か具体的なことが書かれていないということなのですから、これは来年までの、施行されるまでの間に政令等で国がいろいろ対象となるのを決めていく段階ということで、今この請願の部分、中身に書かれているように、そういったことが決まっているわけでもなく、まだ何もない状態というふうな私は認識なのですから、その考えで正しいかどうか、確認させてください。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 私たちにおいても、この法律の中で第2章、基本方針、第4条というのがございまして、そこでは、この法律に関する基本的な方針、基本方針というのを定めなければならないというところであります。そこで、この基本方針案が策定されたら閣議決定を求めて、その後決定がされたら、方針を公布しなければならないと法律でうたわれておりまして、今私たちが知る限りでは基本方針は、まだ示されていないと、まだ策定もされていないものだろうと思っておりますので、今、平安座委員からあるように、私たちとしては、この基地が実際に該当する、しないとかということを把握できるものではないというふうに思っています。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ありがとうございます。要するに、今から国が、要するに特別注視区域とか、注視区域というのを決めていく。沖縄県が、それに当たるかどうかというのは、まだ何も決まっていない部分だという認識でありました。

まず、そもそもは、ですから沖縄を対象にしたというわけではなくて、そもそもスタートは北海道の自衛隊基地、あと長崎県の自衛隊基地周辺において外資による土地の購入があるというふうな、私が調べたら、そうだったのですけれども、これは防衛に関することなので、私そんなに詳しく言うことはできないのですけれども、海外でも当たり前防衛に関わる施設とか、そういったところの周りには外国の方々が購入できないとか届出制とか当たり前になっていることです。

日本に関しては、それが今までなかったということ、それでやはり防衛に関すること、今様々な土地の変わり方等を見ると、やはりそこには規制をかけていく、あるいは外国資本が買った場合とか、やはり情報を国が防衛のために、要するにどういった使用目的であるのかということ、やるための法律だというふうには私は思っていますので、ちょっと請願の中身が、全て沖縄が対象にされているというふうにはなっているのですけれども、先ほどそうではないという認識がありました。ただ、いろいろこれから政令等で、国のほうが決めていくと思いますが、そこは注視しながら、私は見ていきたいなと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに御質疑のある方はいらっしゃいませんか。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今資料をいただいたのですけれども。

(「事務局から」という者あり)

○**桃原功 委員** 要は、この土地規制法に関する法律の資料なのですけれども、皆さんもよろしいですか。

(「大丈夫です」という者あり)

○**桃原功 委員** その辺り少し確認したいのがありまして、表紙があつて、その次のページ、ちょっとページ数は書いてないので、次のページ、要は第5条、注視区域の指定というのがあるのですけれども、これは内閣総理大臣は重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができるのとあるけれども、ここでいう重要施設とは何か、あるいはここからおおむね1,000メートル以内は注視区域として指定することができるのですけれども、どこを指した、例えば宜野湾市に真ん中に基地がありまして、基地のフェンスからおおむね1,000メートルの地域は、この地域に注視区域として指定されますか、この条文からしたら。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** まずは、文言、字句の説明だと思いますけれども、まず重要施設とは対しては、これはあくまでも重要施設というのは、ホームページで見たもので説明します。

重要施設というのは、防衛関係施設ということで、自衛隊の施設並びに日本国、アメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域ということで定めているようであります。

もう一つ、注視区域とはということもありましたので、については、防衛関係施設などの敷地の周囲おおむね1,000メートルの範囲内にある土地等が防衛関係施設の防衛機能などを阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要がある場合に指定できるとされているものと記載されておりまして、あと注視区域の範囲の話かなと思うのですけれども、これについては、今、桃原委員が言っていました、資料の、ページの下から3ですね、第5条の3項、内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならないと定めておりますので、実際公示されて分かるということでもありますので、今の時点で、どこからのものですというのは、こちらとしては分かりようがないということでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 確かにおっしゃるとおり、この3項には官報で示すとあるのですが、第5条の1項でいう1,000メートル以内は注視区域として指定できると、もう明言しているので、要はさっきの、長たらしい名前だったのですけれども、米軍基地から1,000メートルは注視区域に指定できると。非常に分かりにくい文言なのですけれども、そこで何をしたらどうなのかということだと思うのですけれども、25条をちょっと見ていただけますか。第25条、罰則とあります。第9条第2項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処するよとあるのですけれども、ここで言う違反行為とかというのは、どういったことが違反行為なのか、どこにも記されていないのですよ。多分これも総理大臣が指定するのでしょうけれども、これは憲法の罪刑法定主義にも違反すると思うのです。

どうということかという、こういった悪さをしたらこういった罪に問われますよというのを法律で示さな

いといけない。万引きしたら窃盗罪ですよと、ちゃんと示されている。これは25条は、違反行為としかないので、こういった行為が違反行為というのは示されていないので、我々としてもとても危険だなというふうに感じているのです。

もう一点、7条を見てください。ちょっと飛ぶのですけれども、7条では、内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のために必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名または名称、住所その他政令で定めるものの提供を求めることができる。どういうことかということ、例えば私がこの注視区域内で、いい土地、買いたいなと情報公開したら、総理大臣は、市長に対して、この動きがある人の情報の提供を求めることができる。とあるわけですよ、この文からすると。だから、こういうことはやめてくださいと。だって、こういったことをやってしまうと、土地の売買が盛んな沖縄では経済の停滞にもつながりかねないかなという懸念があるのですけれども、先ほど平安座委員が指摘していた外国資本による土地の購入ということであれば、外国資本に限った法律をつくればいいのですよ。これは日本全国に該当してしまうから、ちょっと危険過ぎませんかということを指摘しているのではないのかなと思っているのですけれども、皆さんの7条の捉え方、あるいは第25条の捉え方はいかがでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** まず、7条についてなののですけれども、この7条が、内閣総理大臣が個人情報の提供を求めた場合ということですから、私たちとしては、この条例、私たちが持っている個人情報保護条例にのっとって適切な対応をとるということであります。

なお、実際、趣旨などというのが分かりませんので、これについて実際どうするのかというのは、今ここで明確に答弁するというのは難しいということでございます。

○**桃原朗 委員長** 総務係長。

○**総務係長** 25条のほうで、第9条第2項の規定による命令に違反したときとあるのですが、恐らく阻害行為、機能を阻害する行為をしたけれども、その勧告をした者に従わなかった場合のものかなというふうには理解してございます。この危険を阻害する行為というものに関しましては、もちろん基本方針において、その類型は示されるものかと思うのですけれども、国会のほうでも附帯決議は提起されておまして、この機能を阻害する行為を例示しつつ、円滑かつ具体的に定める。その際には、土地規制法の目的と無関係な行為を対象としないことですか、土地規制法第4条第2項第3号の注視区域内にある土地等の利用の状況等について調査に関する基本的な事項を定めるに当たっては、調査対象、調査内容ですか、調査項目等を具体的に求める付帯決議も示されておりますので、先ほども御答弁を申し上げましたが、いずれしましても基本方針は定まっていないことから、これからの議論等注視する必要があるのかなとは考えてございます。以上でございます。

○**桃原朗 委員長** ほかに。

(「なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** なければ進行してよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の請願第12号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに



御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午後 3 時 3 3 分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後 3 時 3 9 分)

---

○**桃原朗 委員長** 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は 9 月 15 日午前 10 時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後 3 時 3 9 分)

# 総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年9月15日（火） 3日目

午前10時00分 開議

午前11時30分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

|     |       |
|-----|-------|
| 委員長 | 桃原 朗  |
| 委員  | 平良 眞一 |
| 委員  | 石川 慶  |
| 委員  | 桃原 功  |
| 委員  | 岸本 一徳 |

|      |        |
|------|--------|
| 副委員長 | 知念 秀明  |
| 委員   | 知名 康司  |
| 委員   | 平安座 武志 |
| 委員   | 宮城 政司  |
| 委員   | 上里 広幸  |

○説明員（9名）

|        |        |
|--------|--------|
| 総務部次長  | 多和田 眞満 |
| 財政課長   | 小橋川 陽介 |
| 観光農水課長 | 本永 貴也  |
| 健康増進課長 | 玉城 悟   |

|                                          |       |
|------------------------------------------|-------|
| 企画部次長                                    | 泉川 幹夫 |
| 市民経済部次長                                  | 伊佐 真  |
| 健康推進部次長                                  | 松本 勝利 |
| 新型コロナウイルス<br>ワクチン接種プロジ<br>ェクトチーム担当主<br>査 | 桃原 靖  |

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第56号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）

議案第56号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）

議案第64号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

議案第67号 観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に係る物品の取得について

請願第12号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

陳情第40号 中華民国（台湾）の世界保健機関（WHO）等の国際組織への参加について

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

陳情第56号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情

陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

認定第1号 令和2年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

#### 第439回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和3年9月15日（水）第3日目

○**桃原朗 委員長** ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

#### 【議題】

議案第56号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）

#### ～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 継続審査となっております議案第56号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○**桃原功 委員** おはようございます。補正予算43ページのマリン支援センター管理運営事業についてお尋ねします。

資料もいただいていますので、今回マレアクリエイトさんに管理委託をして3期目に入ってくる。まだ3期目の途中ですけれども、いただいた資料からしたら、建設用地と補助金の返還、要は民営化に向けての懸念事項が記されているのですけれども、この民営化をしていくという計画というのは、当初どおりなのか、それとも何らかの、例えば財政的なめどが立たないとか、あるいは支援がこれ以上大変だとか、こういった理由で、これは民営化していくことになったのか、その経緯を少し説明いただけますか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** おはようございます。桃原委員の御質疑にお答えいたします。お配りした資料というのが、先月ですかね、8月末頃に宜野湾マリン支援センターの民営化というところで配られた資料になっています。御質疑のありました民営化につきましては、お持ちでしたら、ちょっとこの資料を御確認していただきたいのですけれども、その3ページの6ポツです。宜野湾マリン支援センターのこれからということで、民営化の移行についてというのがございます。

その中で（1）で、市としての方向性が記されております。その中で書かれているとおり、宜野湾市行財政改革調査検証業務等報告書においてマリン支援センターの管理運営について、3年から5年を目途に民間への移譲を進めるという改善の提案があったことから、市のほうとしましては、宜野湾市行財政改革集中改革方針2019において、宜野湾マリン支援センターの民間移譲を令和2年度内までに決定と明記がされました。その後、今年の2月、宜野湾市行財政改革本部会議において、マリン支援センターの民間移譲について、その方向で進めることを確認しております。

それで、その大きな理由としましては、下のほう（2）です。設立当初と現状の比較でございますが、書かれているとおり、マリンスポーツの設備については、各ビーチで充実してきているところとか、トイレ、

シャワーなど施設設備の確保もマリン事業者において取り組まれてきているという利点がございます。それから、地元を見守り、育てるという意識については、環境保全の問題やSDGsの取組などにおいて高まりつつあるが、持続的に海洋環境の保全に取り組むには、行政の枠にはとられない民間主体の専門知識が必要というところで、民営化の方向に動いているという状況でございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 市の方針で、行革の調査、あるいは改革方針によって、令和2年度内までに、これもでは令和2年度内までに決定ということは、4ページのほうに耐用年数50年とあるではないですか。途中で、これは例えば沖縄懇談会事業でつくって運営したわけですね。

○**観光農水課長** はい。

○**桃原功 委員** 途中で、例えば譲渡等をした場合には、そのかかった経費の9割を国庫に返納する必要があるとあるのですけれども、要は11億あまりをまた返納しないといけないというリスクが当然生じるのですけれども、下のほうでも土地の行財政財産の契約手法についても、要は建物だけでなく土地についてもとあるのですけれども、これだけの金銭負担をしてまでも民営化するということで、皆さんは庁内で決定したわけですか。

それで、当初からこのようなリスクは生じるということも分かっていたと思うのですけれども、要は箱物の維持管理費、あるいは建物建設費、あまりにも耐用年数50年の中で、これは供用開始平成20年、約11～12年前に開設して、まだ10年足らずで、このような結果になるということが非常に市民目線で見ると、大丈夫なの、財政が厳しいという中で、このような財政負担を強いるというのは、宜野湾市は大丈夫ですかという指摘もあると思うのですけれども、皆さんの見解をまず確認させてください。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** 桃原委員の御質疑にお答えします。まず、4ページ目の建設に要した補助金の返還のところでございます。建設費用については、沖縄懇談会事業で11億2,700万円余の補助金をいただいて造っております。書かれていますとおり、耐用年数50年以内の売却となると、こちらの建物は譲渡額、要は売却した額の9割を返すということなのです。

○**桃原功 委員** ごめんなさい。もう一度、ゆっくりお願いします。

○**観光農水課長** いただいた11億円ではなく、建設に要した費用ではなくて、今回不動産鑑定手数料を入れているのも、その理由の一つでして、建物を売却した額の9割を国庫に返納という形が、国の要綱の中で示されておりますので、御心配されている財源的な懸念というのは、こちら側は建物の売却額から国にその9割を返納するということで、我々は今試算をしようとしている段階でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** スムーズに売却できたら話ですね。

○**観光農水課長** はい。

○**桃原功 委員** コロナ禍で、このマリン支援センター自体の事業運営も非常に、これは別にマリン支援センターだけではなくて、コロナ禍でどの事業体にしても大変厳しいというのは、今現状としてあるわけですが、今の話は、例えばスムーズに買手が見つかり、スムーズにそういう手続が済んで、そのときには、その売却額の9割の元手ができるから、それを返せばいいということ。

○観光農水課長　そうです。

○桃原功 委員　それで、スムーズに買手が見つかる、あるいは売却できるめどはあるのですか、今のコロナ禍で。

○桃原朗 委員長　観光農水課長。

○観光農水課長　御質疑にお答えします。当然新型コロナウイルス感染拡大の影響で、民間事業者は、特にマリン系の事業者は、観光客が激減というところで、売上の減少幅が大きいというふうに、私たちも宿泊支援事業、今回3回目を打つ中で感じているところでございます。

ただ、こちら側に聞き取り調査といいますか、意見交換の中では、このマリン支援センターについて、この売却について興味を示している事業者が数社確認をされておりますので、少なからずこの民営化に向けての方向性で興味を示している会社がいらっしゃるというふうに私たちは考えております。以上です。

○桃原朗 委員長　桃原功委員。

○桃原功 委員　興味を示している対象の物件であるという答弁ですね。

○観光農水課長　そうです。

○桃原功 委員　沖縄という立地上、大きなくくりで見たら、確かにいい物件かもしれませんが、果たして宿泊施設も自前では持っていないで、そういうマリン系の研修、要はプールがあったりして、売却先が見つかるか懸念はあるのですが、ではここで言う、実際の市の負担額というのは幾らになるのですか。補助金の返還でありますよね。

○観光農水課長　はい。

○桃原功 委員　では、仮にスムーズに売却できましたという設定で、ここでは市の負担額、返還額というのは幾らあるのですか、現在のシミュレーションでも。

○桃原朗 委員長　観光農水課長。

○観光農水課長　御質疑にお答えします。我々の負担額というのは、今回の9月補正で不動産鑑定手数料を入れた後、この建物の価格が出ますので、これが売却価格相当になると私たちは考えています。これは当然12年ぐらいの減価償却と、あとは修繕が必要な備品等も出てきていますので、そこら辺を差し引きながらの金額になると思うのですけれども、それができたら、その9割ですね、そこが費用、算定されるかなというふうに考えております。

○桃原朗 委員長　桃原功委員。

○桃原功 委員　この4ページの資料では11億2,700万円の補助金が投入されておりと具体的に書いてあるのだけれども、売却見通しの、皆さんが買っていただきたいというのは、シミュレーションでも設定はしていないのですか。減価償却を過ぎて、大体このぐらいの価値で、入札などやれば、大体このぐらいで処分できるのではないかという見込みというのは設定されていないのですか。

○桃原朗 委員長　観光農水課長。

○観光農水課長　今回9月補正で不動産鑑定手数料で具体的に数字を見て、こちら側でシミュレーションをしていきたいと考えております。今時点では持っていないです。

○桃原朗 委員長　桃原功委員。

○桃原功 委員　かかった経費もわかるわけですから、やはりこれは見通しとして、私は設定するべきではな

いのかなと。分からないというのは少し不安があるのですけれども、見通しが甘くないのかなと思うのですけれども、4番の土地の件についてお聞きしますけれども、土地のほうは3億2,500万円を国庫に返納する必要があるためなのだけれども、次のページで、いわゆる建物の転売や事業目的以外の活用がされる懸念もあることから、このまま市として管理し、行政財産として貸付けを行うことを予定していると。建物は売って、土地は借地で運営していくということですが、次の③でも④でもコロナ禍による民間事業者の経営不振のことも示されてはいます。

4番の連携構築という部分なのですけれども、これは宜野湾漁港等とは意見交換をして、売却した暁には宜野湾漁港を含めて運営していきたいという意見交換はできているのですか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** 御質疑にお答えします。今年4月に宜野湾マリン協会というのが設立されまして、その趣旨、目的というのが、今回私たち美ら海クリーン事業とかで、宜野湾近海の珊瑚礁の保全とか、そこに誘客を図るための取組というところで、マリン支援センターを中心に活動しているところです。

議員御承知のとおり、マリン支援センターからエントリーするには、漁港から1分ぐらいで海にエントリーできるものですから、当然漁組さんとの意見交換は継続的に続けていまして、友好的な関係を築いております。民間に移譲されたとしても、あそこは有効的に使えるように今意見交換はしているところです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ちょっと視点を変えて、これまでにこのマリン支援センターに皆さんが投資をした金額というのを少し確認したいのですけれども、4ページに指定管理期間の1期から3期まで、指定管理者は全てマレアクリエイトさんになっていますけれども、2億5,800万円と言われているけれども、これまでの15年かな、14年間かな。

(「15年」という者あり)

○**桃原功 委員** この年月で、皆さんが投資、投資という言い方は、投資でいいと思うのですけれども、ここ投資した金額を伺います。このとおりなのか、これ以上にあるのですか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** お答えいたします。当然指定管理料は、書かれているとおり、この3期15年で2億5,836万円余の支出が、投資が伴っております。

あと、その米のところですね、下のほう、見えにくいのですけれども。米の2番目、指定管理料以外に宜野湾マリン支援センターの管理運営に関する協定書第42条のリスク分担の規定によって管理運営物件の維持補修費用のうち50万円以上は市が負担というところで、修繕の費用のうち50万円を超えるものについては市のほうで負担しているという状況がございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 1件当たり50万円以上の修繕は市が負担する。この2億5,800万円に、これまでに1件当たり50万円以上の修繕が発生した修繕費も含まれているのですか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** お答えいたします。そこは含まれておりません。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** こういう修繕費も市の持ち代として何件かあるわけですが、これはお答えできますか。どれぐらい、これまで15年間で1件当たりの50万円の修繕が発生して2億5,800万円以外にどれだけ修繕費として支出したのか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** 御質疑にお答えします。宜野湾マリン支援センターの設備改修の修繕につきましては、一番最初のスタート、最初に50万円以上の修繕が始まったのが平成29年からでございます。その間8件ありまして、修繕にかかった費用としては301万5,544円でございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** では、この2億5,800万円に今言った300万円を足せばいいのですか。

○**観光農水課長** はい。

○**桃原功 委員** そうすると、約2億6,000万円強というのが出てくるのですけれども、これは皆さんが投資をした15年において、総額で、マレアクリエイトさんの売上げがありますよね。

○**観光農水課長** はい。

○**桃原功 委員** 売上げ収入というのは、ここに出てきていないのですけれども、大体でいいのですけれども、それも答えられますか。この15年間でマレアクリエイトさんの売上げ収入といいますか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** お答えします。3ページの5の(3)、過去5か年分の利用人数と収支状況の中で収入合計がございます。その中で、令和2年度におきましては5,224万3,000円、これは当然指定管理料が含まれているものですから、そこを差し引いた額がマレアクリエイトさんが収入として得た額になります。

令和2年度につきましては、2020年、令和2年度は、市からの指定管理料を除くと3,600万円余の収入がございます。これには研修室、プール、テナント料とか、マリン体験、団体旅行とか、スクールなど、あとは昨年度はコロナの臨時交付金を活用しましてPR事業、宜野湾美ら海体験・PR事業をやっています。その費用も含まれております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** もう少し確認いたします。この3ページの(3)の過去5年間の利用状況と収入状況とあります。平成31年度までは、平成28年から6万5,000人ですね、6万人という利用人数が推移していて、やはりコロナの影響で平成31年5万5,000人、令和2年度2万人という利用状況でよろしいですか。

○**観光農水課長** そうです。

○**桃原功 委員** 収入合計は、大体年間5,000万円ぐらい投資されているのですか。

○**観光農水課長** そうです。

○**桃原功 委員** ここで収入合計5,200万円というのがありますけれども、この皆さんが負担している5,000万円も含めて、これは収入が5,200万円ということなのですか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** 御質疑にお答えします。指定管理料につきましては1,600万円ぐらいですかね、例えば4ページの指定管理料ですね、3期目の指定管理料で約8,336万円とありますが、これを5で割った数字が指定管理料の1年分になります。なので、昨年度につきましては1,670万円余になるのですが、この5,200万円から

1,600万円を引いた額がマリン支援センターの収入というふうになります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 皆さんの、集中改革方針2019で、令和2年度内までに民間移譲を決定したとあります。これはやっていく上でも、やはりマリン支援センターへの年間の負担、市からの支出金の負担、金出す側の負担、皆さんの行政側の負担、全てなお、コロナ禍がちゃんと明ければいいのですけれども、なかなか見通せないまま、本当にこれは買手が見つかるのかなという心配があるのですけれども、非常に不安が残る、耐用年数50年の建物に対して、あと4分の3も残している中で、5分の4か、5分の4も残っている中で、このように処分して、当初の目的も含めて、こういう処分の在り方でいいのかなという懸念もあるのですが、この集中改革方針の中で決定した、市長の所見というものの、皆さんまだどこかで覚えていると思いますけれども、こういうふうに決定したということを改めて確認したいのですけれども、聞きたいことは分かりますか。全て受け入れれば大変な負担がある。とって処分するにも、やはり国にお金を戻すという負担が生じる、その辺の決断というのが大変だったと思うのです。大変だったろうと推測するのですけれども、市長の見解というか、市長はいらっしゃいませんけれども、その決定の下に、関連してこれを進めていくという、大変苦しい決断だったと思うのですけれども、私が思っている以上に、これは苦しいものではないのか、それは分からないけれども、その辺の見解をいただけますか。

(「休憩してよろしいですか」という者あり)

---

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午前10時32分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午前10時33分)

---

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** 御質疑にお答えします。市長の見解というところではございますが、この3ページにございますとおり、宜野湾マリン支援センターの、これからというところで、当然市の方針を決める際も、いろいろな他市の事例とか、民間の方の意見とかを取り入れながら、このマリン支援センターという施設の在り方について議論がされました。

御懸念がありますとおり市の方向性として、そこのマリン支援センターを民間移譲するということにつきましては、当然市の行財政改革本部会議等を中心に決めているところではございますが、市長としましては、民間に移すという決意の下、私たちは進んでいるという方向性がございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかにございませんか。知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** お願いします。この民間に売却する手法、プロポーザル、企画競争入札、それで行っていく方針でよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** この施設の売却の大きな意図としましては、マリン支援センターを活用することのメリットとして、この立地を生かした自由自在な、フレキシブルな活用とかを主眼にしていますので、事業者のあらゆる工夫とか、創意をいただきながら、アイデアを見ながら決めていこうと思っていますので、プロポーザルというのですか、価格だけの競争ではなくてプロポーザルを検討しております。



○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 民間がやれるところは民間でやっていただきたい、私もその手法には大賛成なのですが、例えばこの入札の、あまりにも乖離した、離れた予算、例えば5億円で売却を求めている企業があるのだけれども、プロポーザルの場合は、主に実績を見るはずなのです。それで、その実績を総合的に判断して、それが5,000万円の事業者が、今までの総合的な判断で売却に至ることもあると思うのです。その辺はどう思われますか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 当然この売却価格につきましては、私たちも今回不動産鑑定手数料で大々的なオフィシャルな額というのですか、を決めます。その中で委員おっしゃるとおり、価格の開きがあったとしても、当然適正な価格といいますか、そこプラスアイデアをメインとしていますので、あまりにもちょっと費用が低いところとかは、ちょっとまた対象外になったりするのかなというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 その決定した事業者が出た場合に、そのプロポーザルの入札の開示というのは行われるのかどうか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 開示というのは、見せるということですか。

○知念秀明 委員 はい。

○観光農水課長 この開示する内容というのは、どういった。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 点数で決まると思うのですけれども、その入札の、例えば一企業は2億円、もう一企業が1億円、1億5,000万円とかという金額を出していくはずなのですけれども、出していくのですよね、まず。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 私たちが考えているのは、まず不動産鑑定手数料を入れまして、額が出ます。それを参考価格みたいな形で一旦公表しまして、それでプロポーザルを受けようかなと思っていますので、その価格の近いところについて差が出てくるというか、公開されると思います。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ある程度不動産鑑定に基づいて、これぐらいの金額が、今までの皆さんがやっている指定管理と一緒に大体これぐらいですよという数字を出した後にプロポーザル方式で募集をかけていくから、あまり離れることはないという認識でよろしいですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 そのとおりでございます。

○知念秀明 委員 分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 4ページの土地の件なのですけれども、これは土地は国のほうに、いわゆる補助額の分、返納しないと、返還しないとけないということに、民間移譲した場合ですね、なると思うのですけれども、当然これだけの土地を宜野湾市が買った、購入したというような意味合いになると思うのですけれども、こ

れについては、例えばこの業者に譲渡するにしても、土地については、賃貸、いわば借用するはずなのですが、大体この土地の価格に見合った借地というのですか、要するに期間というのですかね、貸付けをする期間、この土地の代金というのを、何10年も何100年もかかるのかなというふうに思うのですけれども、大体今のところ、年間どのぐらいで貸し出すとかというふうなことは想定をしているのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** こちらのほうですね、ここも沖縄防衛局さんとちょっと土地の件でやり取りしました。それで、上物は当然、底地も上物も補助で、沖縄懇談会事業の補助でいただいているのですけれども、もし仮に土地を民間に賃貸で貸す場合、そうする場合は、逆に土地の賃貸料から9割を国庫に返納しなさいというのがありまして、なので、我々としては、そこをやると、また事業者にも負担がかかるのかなというふうにも今考えていまして、今1つ考えているのは、ゆいマルシェのように、底地は無償で貸し付けして、上物を民間企業が経営するというような手法を取ろうかなというふうに今考えております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** やはり業種変更をさせないための、市としての、それは対策ですよ。

○**観光農水課長** はい。

○**岸本一徳 委員** いわゆる公的な、国のお金で造ったわけですので、やはりそこには目的があって、これを守ってもらいたいということで、転売をしてはいけないですよという、そういう契約のときの条項も、そこちゃんと盛り込まれるということで。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** 御質疑にお答えします。おっしゃるとおり転売とか、意図しない活用をしていただかないように契約書の中で明記をしていきたいと思っています。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかにございませんか。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 補正予算の38ページ、4款1項2目の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金の件で、資料もいただきましたので、質疑させていただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員、今現在はマリン支援センターについての質疑を行っておりますので、なければ、では、進めてよろしいですか。上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** よろしくお願ひします。資料をいただいて、少し確認させてください。

これはスケジュールでいうと、財産処分に関する議決が、令和4年9月となっているのですけれども、これも令和4年8月までには譲渡を完了しているということによろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 観光農水課長。

○**観光農水課長** 上里委員の御質疑にお答えします。スケジュール通りに進んだ場合、9月に議決をいただくというふうな方向性でございます。

○**桃原朗 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。令和5年4月から民間でスタートになると示されているのですけれども、先ほどからある、もし譲渡できなかった場合、リスク等も考えられていると思うのですけれども、譲渡できなかった場合は、また同じように経営していくのか、その辺ちょっと。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 上里委員の御質疑にお答えします。行財政改革方針等でもマリン支援センターの民営化につきましては、令和2年中に民間に移すということが決められておりますので、仮にこのスケジュールの中で御懸念いただいている買取り売却がうまくいかなかった場合につきましては、指定管理を1年延長するなど行って、また内容の精査といいますか、洗い出しをしながら、民間売却へ向けて進んでいこうと思っています。以上です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。様々な、もし仮に譲渡できなかった場合、あったのですけれども、資料4ページの1番、(3)の補助金の返還がありますよね。

○観光農水課長 はい。

○上里広幸 委員 耐用年数50年の建物の場合、9割を国に返還するわけですよね、1億円あったら9,000万円。

○観光農水課長 はい。

○上里広幸 委員 これは譲渡の方法とか、いろいろ検討したと思うのですけれども、先ほど言ったゆいマルシェみたいに無償でやっているとか、いろいろな方法を検討したと思うのですけれども、どのような方法を検討なさいましたか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 この民営化に向けてでございますが、譲渡の方法につきましては、第1段階で沖縄防衛局さんと意見交換をする中で、まず最初が有償譲渡。無償にする理由といいますか、そこが防衛さんの補助金の持つ、返還するしないの要綱が定められていまして、無償譲渡ができる場合というのが限定的なのです。例えば市町村合併をして、市立体育館が2つになって、1つは要らないから、別の施設に用途変更する場合とか、そういったのは無償でオーケーらしいのです。

あとは、地震等で建物が使えなくなった場合も無償でできるとか、用途変更ですけれども、あとはそれ以外にも、この建物が地域的に充足といいますか、もう満たされている、この建物を造ったときには必要でしたが、今は民間の人たちがいろいろな、同じような事業所を造っているもので、民間に無償に引き継いでも大丈夫だと、用途は達成したと、目的は達成したという場合も無償譲渡になるのですけれども、我々の建物につきましては、宜野湾市にしかない建物でもありますし、地域に充足したかというのは、またそこも違うというところがありますので、有償譲渡を優先に。あとは、売却価格とか、買取りをする方が本当にいるのかというところを精査しながら進んでいるところでございます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。今、精査しているということで、例えば極端に考えると、リスクを考えると、9割返還だったら無償でのほうが、今後リスク、コストを考えると、民間活用もできるしというふうにあるのですけれども、今の説明を聞いてはっきりしました。ありがとうございました。以上です。

○桃原朗 委員長 なければ次に移ってよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 では引き続き、39ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業について質疑を行います。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 よろしく申し上げます。資料もいただきましたので、その資料の中から。

まず、新型コロナウイルス接種対策費負担金が3,800万円補正されております、今回補正増ということで。これは土曜日の接種量と、あと個別接種の会場が増えたことが要因だと思いますが、当初の市の接種のスピード、要するに負担増ということが、当初考えていたより多くなっているから補正を組んでいると思うのですけれども、当初の接種のスピードからすると、当初よりスピードが早くなっていると思っていらっしゃるのかどうなのか、まずその見解からお伺いしたいと思います。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 平安座武志委員の御質疑にお答えします。今回の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、補正予算書39ページ、資料番号2番で計上してございましており負担額の増額をしております。この中で増額の理由として、個別接種の件数の増、集団接種の加算分、土曜日の増に伴う予防接種委託料が増となることによる国庫負担金の増が主な理由となっております。

今回、平安座委員の御質疑の部分に関しては、当初見込んだ回数の増加というところで、御質疑かと思うのですが、こちらの3項に記載してございましており、6月補正時点では、個別医療機関においては16か所、9月補正時点では21か所というところの増であったりとか、集団接種の見込みにおいても同じく令和3年6月補正時点の場合は、水曜日の午後のみ、木曜日、日曜日の終日、さらには9月補正時点においては土曜日の午前、午後の追加等、あるいは終日加算分の対象増等もございまして、回数等も今は増えている状況でございまして。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。当初よりは回数は増えているということなのですが、接種率を県内他市町村と比べると、やはり宜野湾市は、これは8月25日時点では接種率、最下位だったと思うのですよ。当初よりは増えているから、補正でやっているといいますけれども、そもそも市民からの苦情等もありまして、何でこんなに接種率が悪いのだ、なぜ予約が取りにくいのかということもありましたので、当初の宜野湾市は当初の見込みより増えているとおっしゃっていますが、当初の見込みが駄目だったのではないかと私は思ったりもするのです。他市町村はどんどん伸びている状況があって、これだけ差がつけられるというのは、9月から増やすとはおっしゃっていますが、9月18日からですか、規模を拡大するとはおっしゃっていますが、当初の見込みが悪かったのではないかなと思っております。

資料をもらいましたが、集団接種会場の打ち手はどのような体制でやっているかというのは確認させていただきました、資料で。打ち手が5名規模から今度これからは6名規模へプラスということなのですが、これは西原町でしたか、最初の段階でハートライフ病院さんの協力を得て、大勢の方に集団的に接種して接種率が高かったという事例があったと思うのですが、そもそも打ち手を最初に増やすという考えはなかったですか。今の現状ですと、要するに接種率が宜野湾市は低いわけです、他市町村に比べると。ですから、打ち手が5名で足りているのかどうなのか、ちょっと見解をお伺いさせていただいてよろしいですか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 平安座武志委員の御質疑にお答えいたします。

当初見通しのほうが甘かったのではないかとということと、西原町の事例等を踏まえて、看護師等の接種者の人数も足りなかったのではないかとという御意見かと思います。当初の見通しの部分に関しましては、国のほうの告示において令和3年2月から令和4年2月までの実施期間という形で、1年間を通じて接種した数を確認してございました。当初は16歳以上だったものが12歳以上に増えたりとか、あるいはまた2月までの実施を、高齢者においては7月中に終わらすとか、あるいは希望する方、国民の、11月中に接種を終わらせるとか、いろいろ変遷等がございまして、当初は5月から集団接種を始め、翌年の令和4年2月までに65%終わらせる計画で進めていたところでございます。

今回こういった形で接種人数等を増やしていった経緯につきましては、沖縄県においての広域ワクチン接種センターの実施で、市町村の補完する事業であつたりとか、そういった等も踏まえまして実施してございます。また、こちらの集団接種会場においては、お医者さん、もしくは看護師等スタッフ派遣においては、中部地区医師会のほうと調整してございまして、その部分に関しましては、増の調整等も実施してきているところではございますが、なかなか全体の流れですね、中部地区医師会は10市町村の受託を行ってございしますので、そことの調整等もございました。また、これだけの人数を実施したことがないものですから、進捗等を踏まえて実施してきた経緯がございまして。今回また対象者、人数を450から500名規模を半日の分、何とか調整で行いまして、今追加して提出した資料にあるとおり、看護師の枠も5人から6人、希釈充填における職員の分も4人から5人と増加したことによって接種回数のほうの人数を増やしていった経過はございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ありがとうございます。新聞等でも報道されたもので、宜野湾市の接種率、県内の。よく地元の方々からも宜野湾市議会もちゃんとやっているのかとお叱りを受けることがあったので、一応確認させていただいておりますけれども、ワクチンの量も決まっているということなので、そういったこともあるのかなと思いますけれども、あと個別接種会場について、ちょっと質疑させていただきたいのですけれども、個別接種会場、要するに各病院のほうもワクチンを、多分宜野湾市に配分された分を、ワクチンを病院に配分と思うのですけれども、その流れを知りたかったのですが、配送の流れは資料が来ているので、国から配分されたものが宜野湾市へ配分されます。宜野湾市からまた集団接種会場へどれだけ、この病院にはどれだけという、その流れをちょっと説明していただけますか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 平安座武志委員の御質疑にお答えいたします。今回議案第56号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）の資料等でも提示してございますとおり、これは委員おっしゃるとおり、ワクチンの配送計画ではございますが、まずサテライト型の21医療機関のうち直接V—S Y Sに予約できる2医療機関を除きまして19医療機関、また集団接種を実施している分の市立体育館のほうを取りまとめして、宜野湾市のほうがV—S Y Sで19医療機関プラス集団接種を登録いたしまして、そこに基づいて都道府県のほうに配布が決まってきます。都道府県のほうにおいて、各市町村のほうに配布の決定がなされます。それに基づきまして、宜野湾市のほうは宜野湾市の集団接種会場の使用分、個別医療機関から、19医療機関の予定分をお配りして実施しているところでございます。そういった流れで、ワクチンの依頼に基づきまして、国からの決定、県の配分、市町村のほうから各医療機関のほうで配分をしている状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** では、今の答えからすると、個別接種会場の各病院があります。そちらからの、要するにうちはどれだけワクチンが欲しいという依頼があった分、そのまま出しているということでもいいですか。要するに宜野湾市がどれだけのワクチンを打たすとかというのではなくて、この病院、要するに個別接種するところの病院が宜野湾市に、うちはこれだけ打てますよという依頼が来たら、それだけその病院に渡っているのかどうなのか、ちょっと確認させてください。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 平安座委員の御質疑にお答えいたします。医療機関においては、それぞれワクチン接種以外にも通常の診療も行っております。また、集団接種会場において打ち手側の予診のほうの御協力もいただいているところでございます。その中からワクチンの接種をできる状況を勘案して、医療機関のほうから希望の回数分の依頼を受けまして、その部分を配送している状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。私が言ったように、要するに医療機関が、うちはこれだけ打ちますよと依頼が来たら、それだけ充てるということで認識しましたけれども、そうであれば、個別接種会場に行ったワクチンというのは、やはり宜野湾市民に平等に行き渡るような関係でないとはいけないと思いますけれども、この間の議会でもお話をいたしました、ワクチン、予約しようとしても、いっぱいですよと言われた人が、誰々さんの紹介ということで、もう一度やると、では大丈夫ですねという話が出ているというのか、私のほうに話が来ておりました。

そういった案件が出ているというのは、宜野湾市のほうではどのように思っているのでしょうか。これはやはり病院側が、私たちはこれだけ打ちますよというのを、そのまま渡しているのであれば、これは市民の皆さん平等に、誰でも予約できるような体制をやっていないと私はまずいと思っているのですけれども、そういったチェックとか、病院側と確認というのは取れているのか、この個別接種会場とは。これが全ての病院とは申しませんが、そういう事例が起きているというのがありますので、そういう確認というのはやっているのかどうなのか。

もう一点、個別の病院側に配ったワクチンというのは、ワクチンには期限があると思うのですけれども、どれだけ打ったかどうかというのはチェックはされているのかどうなのか、そこまで確認させてください。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 平安座武志委員の御質疑にお答えいたします。まずは、予約方法等について個別医療機関の把握ができていくかという趣旨についてお答えいたします。

今現時点で21医療機関のほうを実施しておりまして、仕組みとしては、集団接種における市立体育館と同様な形でコールセンター、もしくはウェブのほうで登録して実施する方法がございます。また、そういった仕組みに参加せずにかかりつけの患者さんのみを打ちたいというところの医療機関もございます。そういったところもございますので、全ての対象のほうを把握しているかということは、そこは把握してございません。かかりつけ医患者の部分に関しましては、それぞれ基礎疾患であったりとか、症状等もございますので、医師の判断において実施している部分もございますので、そこを今全てにおいて把握しているわけではございませんので、そのような状況でございます。

もう一点が、供給されたワクチンに対して接種したところの確認はしているかということだとは思いますが、先ほど申し上げたとおりV－S－Y－Sにおいて希望の確認等を行いまして、VRSというところのシステムで接種後の確認はしてはございますが、その部分のチェックで、今現在まだ進行中でございますので、それを今21医療機関全て把握しているかという、そこは現時点では把握してございません。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 把握していないということなのですが、先ほど言ったような事例が起きているので、やはりそういったものもチェックして、どれだけワクチン、要するに依頼があったのは渡しているわけですから、ワクチンがどのように使われているのか、どのぐらいのスピードでやっているかというのは、これだけワクチン接種、要するに早く、国も挙げてやっている流れがありますので、その辺もちょっとしっかりとした体制でやっていただきたいなと思っております。

その個別の病院さんは、かかりつけの、要するに患者しか打たないところもあるということなのですが、基礎疾患とかあると。大体高齢者、基礎疾患がある人は接種率が高くなっているわけでありまして。今からは、要するに中間層、若い世代の接種を加速化させていかないという状況がありますので、そうであるのであれば、この個別の病院に大量の、大量というか、ワクチンを依頼があった分を渡すのではなくて、多分高い世代とか、基礎疾患がない方々というのは、特に個別の病院へ好んで行くわけではないと思いますので、接種会場にワクチンを多めに配分していくべきではないかなと考えがございます。その辺については、どのようにお考えになりますか。要するにチェックもされてないわけですから、個別病院から依頼が来た分、そのまま渡しているのですけれども、病院だっては、かかりつけ医しか打たないという現状があるということは、この部分を渡すワクチンを集団接種会場に回して、そこで打ち手を増やすなり、スピードアップしていくほうがいいのではないかと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 平安座武志委員の御質疑にお答えいたします。個別医療機関より集団接種会場における接種のほうを優先的に、あるいは重点的に実施したほうがいいのではないかと御質疑かと思っております。現時点で、5月9日から集団接種を実施してございまして、11月末までに、先ほど申し上げました、土曜日の追加等をして接種回数を見込んだところ、今6万6,000回を今見込んでいるところでございます。その中で対象者8万7,000人の2回接種分を含めると、集団接種のみにおいては、なかなか難しい部分がございますので、個別医療機関においても委員御指摘のとおり接種率のほうが高くない状況ですので、そういったところを個別医療機関のほうにもぜひ協力をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

ただ、御承知いただきたいのが、医療機関においては、通常診療も実施してございます。そんな中でワクチン接種の御協力もいただいているところでございます。さらにまた、全ての医療機関ではございませんが、集団接種会場において接種のほうの御協力もいただいております。また、委員の皆様も御承知のとおり8月末から県内における新規陽性者のほうが増えまして、沖縄市のほうにおいて入院待機ステーションのほうの開設もございまして、医療機関の皆様におかれましては、そういったところの派遣等もして従事している状況でございますので、その辺等も御協力をいただいているところでございますので、無理のない範囲の、安全に実施していけるような状況で配送のほうもお願いしつつ、そういったところも御協力を仰いでいきたいというふうに思っております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。やはり個別接種会場の方々も多大な協力をして、非常に頑張っていただいて、努力されているというのは私も認識しておりますけれども、こういった事例が出ていると、かもありますので、県内で一番接種率が低い状況というのがあります。ですから、私はコロナ特別委員会等へ入っていないので、なかなか質疑させていただくことがなかったのですけれども、いろいろ私が言ったようなことも勘案しながら、また3回目の接種という話も出てきていますので、県内ワースト、今ワンになっていますけれども、そういったことがないように、いろいろな体制を臨機応変に変えていながら、また医療機関とも協力しながら接種スピードを上げていただくようお願いして私の質疑を終わります。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかにございますか。岸本一徳委員。端的にお願いします。

○**岸本一徳 委員** はい。接種率について、次長、今あれですか、8月22日時点の資料、今こっちにあるのですけれども、宜野湾市19.37%で、今、平安座委員が指摘していたのは、これではないのかなと思うのですけれども、この数字って合っているのですか。要は、隠れている部分はありませんか。例えば個別接種の接種率が実際には把握されていなくて、これに入っていないとか、宜野湾市は。どこも一緒ですか、そうしますと、どこの市町村も。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。私の手元のほうには、ワクチン接種記録システム、VRSに基づく市町村ごとの接種状況として令和3年9月12日時点の資料がございます。その中においては、記載の表題にもありますとおり、VRSに登録した状況の中で回数が確認されてございます。なので、例えば入力遅れとか、そういったところがございまして、反映されていない部分がございます。また、人口が分母になる部分に関しましては、2021年1月1日、住民基本台帳のデータを使用していますということで、12歳に満たないとか、接種者になり得ない方も分母のほうに含まれてございますので、そういったところで、この接種率が出されている状況でございます。なので、県のVRSでまとめられた部分の41市町村分に関しましては、同条件の中で表されておりますので、平安座委員も先ほど御指摘したとおりのところで、接種率というのは、宜野湾市においては、低い位置にあるところの状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** いただいた資料では、11月までには72%を終えると、今の計画では。それが宜野湾市は、例えば他市町村に比べて一月分とか、遅れているというような形での理解でいいですか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。今お配りした資料が、ちょっと手元のほうにございませんが、基本は、国のほうは、希望する方を、希望する国民に対して10月、もしくは11月末までの完了を目指すというところがございまして、宜野湾市においては、先ほども少しだけ触れましたとおり、土曜日の接種回数の増であったりとか、午前中枠の拡充であったりとか、あるいはその中で何とか調整できる範囲の中で、妊婦、あるいはパートナー、あるいはまた受験生の対象枠を拡充したりして、11月末には、今現時点での接種率、先ほど岸本委員が御指摘されたところもございしますが、そういったところがあれば、希望する方の接種を11月末に向けて完了できるように努めているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。



○岸本一徳 委員 最後に、個別接種の医療機関においては、上限枠というのを設けているのかいないのか。そこに対して例えば集団接種の場合には何曜日何名という、ちゃんともうマックスがありますよね。これは個別接種、いわゆる医療機関においても、予約がなければ、それはワクチンの量といいますか、配分はできませんよという、そういうことであろうと思うのですけれども、個別の医療機関がどんなふうな、いわゆる予約のマックス、これだけなのに予約率は低いとか、そういう対策はやっているのですよね、次長。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。個別医療機関において予約状況が、調整が取れているのかという御指摘だと思うのですけれども、各個別医療機関ですね、診療時間内にやっているのか、あるいは昼食時間、あるいは時間外でやっているのか、それぞれ医療機関の中でワクチンの保管においては、希釈して6時間以内に打たないといけない部分がありますので、その部分をここで無駄にしないような形で、その時間帯のほうで効率的に実施できるような形で、各個別の医療機関において取り組んでいるものと理解しております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 要は、役所サイドでは委託をする、宜野湾市が、その例えば活用する市民の、この予約によっても違うとは思うのですけれども、例えばマックス1日でできる接種回数、接種人数、これに対して極端に低いのか。それとも予約ができないぐらい殺到して、要するにそこはこれ以上できませんということで推移しているのか、この辺の確認だけしたいのですよ、要は。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。先ほど平安座武志委員の御質疑にもお答えしたのですが、個別医療機関においては、通常の診療と集団接種のお手伝いとかもございまして、その予約枠の活用に関しましては、この予約システムの中では、開放した部分に関しては、全て埋まっている状況ですので、基本的には今足りないとか、空き状況が発生しているところでは、今はございません。ですので、予約した、開放した部分に関しましては、全て今予約で埋まっている状況でございます。

○岸本一徳 委員 分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかになければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第56号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時15分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時25分)

---

#### 【議題】

議案第56号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第56号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午前11時26分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午前11時26分）

---

○桃原朗 委員長 本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第56号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 【議題】

#### 議案第64号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第64号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第64号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 【議題】

#### 議案第67号 観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に係る物品の取得について

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第67号 観光客対応防災備蓄資機材倉庫購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第67号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情

陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

請願第12号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願

認定第1号 令和2年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

○桃原朗 委員長 次に、陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について、陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情、陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請、陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について、陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情、陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情、陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情、請願第12号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願、認定第1号 令和2年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について、以上9件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本9件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前11時30分)